

令和5年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和5年9月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

19番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防次長	谷口哲也君
会計管理者	前嶋典子君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	島田茂君
監査委員事務局長	細谷敦君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	鈴木晃君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
社会福祉課長	瀬谷昌巳君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
健康医療政策課長	山本哲也君
健康医療政策課長補佐	町田富士子君
保健センター所長	糸屋明子君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	島田耕一君
栗ブランド戦略室長	藤咲篤君
学務課長	稲田和幸君
学務課長補佐	仁平秀明君
指導室長	持丸正美君
警防課長	中村猛君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子

次 長 補 佐 鶴 田 貴 子  
係 長 神 長 利 久  
係 長 上 馬 健 介

---

## 議 事 日 程 第 4 号

令和5年9月12日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は19番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番林田美代子君、12番田村泰之君を指名いたします。

---

## 一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一問一答方式及び一括質問・一括答弁方式の2方式から選択し質問願います。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内とします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行部とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは最初に、13番村上寿之君の発言を許可いたします。

13番村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

それでは、大項目1、耕作地と遊休農地の活用について。

小項目①本市における過去5年間の耕作地と遊休農地の面積を伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

本市における過去5年間の耕作地と遊休農地の面積についてでございますが、農地法に基づく農地の利用状況調査を見ますと、現在耕作されている農地と草刈りと保全管理が行われている耕作地は、平成30年度が5,356ヘクタール、令和元年度が5,327ヘクタール、令和2年度が5,299ヘクタール、令和3年度が5,177ヘクタール、令和4年度が5,119ヘクタールとなっております。また、再生が困難ではないものの耕作がされておらず、今後も耕作されないと見込まれる遊休農地につきましては、平成30年度が284ヘクタール、令和元年度が344ヘクタール、令和2年度が316ヘクタール、令和3年度が378ヘクタール、令和4年度が407ヘクタールとなっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この数字を見ると、年がたつにつれて耕作地が減り、遊休農地は増えているようだが、どうしてこのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 遊休農地が増えている理由ということだと思いますが、これは、農家の高齢化と後継者不足による農業人口の減少が考えられます。また、農地の条件として、地形や日当たりの悪い、進入路が狭いなど、大型機械が進入できない、また

は農業用水の取水ができないなどが主な要因と考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、笠間の農業といたら、栗を思う方が大勢いると思う。栗畑の過去5年間の耕作地と遊休農地の面積はどのようになっているのか、伺います。分からなければ、分かる範囲でお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗畑の過去5年間の耕作地でございますが、農業センサスによりますと、本市の栗の栽培面積は、2015年が564ヘクタール、2020年が484ヘクタールとなっております。また、農業委員会が実施する農地法に基づく利用状況調査では、現況を見て遊休農地か否かの判断をしており、その中で、栗畑であるかどうか、作物についての確認は行っておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目①を終わりにして、次に小項目②に入ります。

耕作地が減ることは、我々に大きなダメージが訪れます。

一つは、食料自給率の低下があります。現在の日本の食料自給率は、約37%と決して高い数字ではありません。今後、耕作地が減るとますます食料自給率が下がり、島国である日本の食料事情は非常に厳しい状況を迎えることとなります。

二つ目に、遊休農地や耕作放棄地が増えれば荒れ果てた農地を管理できなくなり、次の日本を担う若者の農業離れがより深刻になってきます。また、荒れ果てた農地には、不法投棄や山火事など、耕作地には起こり得ないことが起こりやすい環境になっています。

三つ目は、農業の担い手問題です。現在、土地改良区や大口農家の皆さんが引き受けている農地を担い手の方ができなくなった場合、誰がその農地を管理するのか、このような懸念が渦巻く中、市の農政を管理している皆さんはどのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしたい。

質問します。小項目②耕作地が減るとどのようなことが起こり得ますか、伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 耕作地が減るとどのようなことが起こり得るかについてでございますが、耕作地が減ることで農地や農業従事者の減少につながり、食料自給率の低下や農業生産の減少などの影響が出ると考えております。

耕作放棄が進むと雑木や雑草が生えたり、土壌が劣化したりと農業生産に適さなくなり、病虫害や鳥獣害などが発生するなど、周辺の農地への悪影響を及ぼすことが考えられます。また、廃棄物の不法投棄の誘発や火災の原因になるなど、生活環境への影響も懸念されているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 日本の食料自給率は、約37%と決して高い数字ではありません。

では、耕作地が減ると食料自給率は下がり、我々の食卓から国産や地場産の食材が食べられなくなることが心配されます。このようなことに市はどのようなお考えをお持ちですか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 食料自給率が下がり国産や地場産の食材がなくなることに対してについての市の考えでございますが、食料・農業・農村基本法にあるように、食料は人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、健康で充実した生活の基礎となるものとして重要なものと考えております。良質な食料を合理的な価格で安定して入手できる状態を保障する食料の安全保障については、そもそも国の基本的な責務であるため、国の方針を打ち出し、各地で取り組んでいくものと考えております。

国産食材の減少につきましては、担い手不足による農業生産の減少も原因の一つですが、気候変動による生産減少や輸入食品の増加など、様々な要因が複合的に影響しているかと考えております。農業大県であります茨城県は食料自給率向上に貢献している地域で、本市もその一翼を担うべく、国の方針に従った取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今のお話のように、耕作地は減らないほうがいいですね。その点について、どう思いますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 耕作地につきましては、食料自給率の確保、農業生産の観点から、村上議員おっしゃるとおり、減らないほうがよいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 耕作地の減少を止めることで、何か取り組んでいることはありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 耕作地の減少を止める取組とのことですが、遊休農地の対策として、本市では農業委員会と連携し、農地法に基づく農業委員や農地利用最適化推進員が毎年、農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行い、遊休農地の所有者に対して管理に対する助言や今後の農地利用に関する意向調査を実施しているところでございます。その結果を基に、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を図り、農地の有効活用が図られるよう取り組んでいるところでございます。

そのほか、土地改良事業や多面的支払交付金事業による遊休農地の解消の取組、遊休農地の再生につきましては、荒廃農地を再生して甘薯を作付する場合、活用できる茨城県の甘薯トッピング産地拡大事業や遊休農地を活用した栗の生産拡大事業を活用し、遊休

農地の再生に取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、遊休農地や耕作地で不法投棄や火災などがあつた場合、農政課は、起こり得た事件や事故で何か対応していることはございますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 不法投棄、火災についてでございますが、不法投棄であれば、環境の部分は所管しております。火災であれば、消防本部が所管しているところでございますが、ケース・バイ・ケースですけれども、事案により、農政課または農業委員会の連携が必要な場合には連絡をいただいて、一緒に対応しているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 昨年度の田畑の火災件数は10件あり、消防団員の出勤人員は60名出勤しています。その出勤人員の手当を1人2,000円、この2,000円というのは令和3年度までの手当の払込みのことなのですけれども、令和4年度から体系が変わって、時間によってもっとお金を払っていると、手当を払っているというふうにお聞きしたのですが、これは一応、令和3年度の最低賃金のことで、1人2,000円と申します。払うと、大体12万円の日当を税金から払っています。

このように、田畑の火災から税金が使われていることは御存じでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 消防団の出勤に対し、手当等が支出されているということは認識しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これらの原因は、農政課にはありませんか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そもそも農地の権利を有している方の責務で、農地を適正に管理していることが重要と考えておりますし、火災が起きた場合には火災の行為となった原因者の方に責務があると考えておりますので、農政課に直接的な責務があるとは考えておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、今のお話のように、原因は土地の所有者に原因があるとお思いですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 火災や不法投棄であれば、その行為を行った者、もしくはその農地を適切に管理していない農地の所有者の責任になると考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 農政課が、土地の所有者に現地の状況を見てもらうよう呼びか

けていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そちらにつきましては、農地の利用状況を所管する農業委員会と密接に連携しながら情報提供を行い、ともに指導が必要な場合は指導を行っていくという状況でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 遊休農地は不法投棄や火災になりやすい、こうならないためにも、土地の所有者に耕作を勧めたり、農政課も何か対策を取らねば、使わなくてもよい税金を使うことになる。今後の課題として、何か考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 荒廃した耕作放棄地にならない取組というのは、とても我々としても重要なものと考えております。

それにつきまして、地域の方々に協力して行う多面的支払機能交付金というのはとても有効な事業ですので、地域の荒廃した農地が増えないような取組は、このようなもので取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これはちょっと私の考え方なのですが、今、耕作放棄地が火災になったといった場合には主に地権者がその責任があるというようなお話をしていましたが、私には農政課にも多少は責任があると思うのです。農政課がきちんとそういう土地を管理して、地権者に買ってもらうなり、トラクターでうなってもらうなり、耕作地がぼさぼさに、遊休農地がぼさぼさになっているから火事などが起こりやすいと思うのです。

そのような管理をしっかりといただきたいということを、この質問でしたいわけなのです。火事になれば、当然、消防団員が出動して、その消防団員に日当を払わなくてはならないという話なのですが、そうやって税金を使うよりは、事前の対策が必要かなというふうに思いますので、ただ、これもいろいろな考え方があると思うのです。その対策に、農政課が使う経費やいろいろな事情があると思うので、忙しくてそこまでできないということもあるので、その考え方が全てとは限らないですが、農政課に責任がないということではなく、責任があるという考えは持っていただきたいと思います。

では、土地改良区や大口農家の担い手が農業をできなくなったら、広大な農地が遊休農地や耕作放棄地へと変わっていくことがとても心配である。このようなことが起きてからでは遅い。次の担い手づくりに、市は何か取り組んでいることはありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 大半の大口の担い手につきましては、農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行っております。賃借の解約をすれば、次の担い手は、農地中間管



理機構が探す仕組みと現在はなっているところがございます。また、土地改良を行ったような整備されている圃場は次の担い手が見つけやすい状況にありますので、すぐに遊休農地になることはないのかなというふうに考えております。

次に、担い手づくりにつきましては、新規就農者を確保し、農業で生活が成り立つよう育成し、定着させていくことが課題と考えておりますので、既に構築されております関係機関との就農支援体制を継続しながら、既にある支援制度を活用し、農業の担い手の育成確保に努めているところがございます。担い手がいなくなったらどうするのだというよりも、我々もそれは危惧しているところではございますが、担い手がいなくなるような政策を積極的に打っていくという考えでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私も担い手の1人なのですけれども、非常に、今、答弁でもあったように、担い手が高齢化しているということは御存じだと思うのですけれども、その高齢化した人たちがよく言う話なのですけれども、私たちができなくなった場合、担い手がいなくなってしまうと、この広大な農地がどうなっていくのだろうかという話の中で、私たちが考える余地が全くないというようなことなのです。実際、昨日の長谷川議員の話でもあったように、若い人がどんどんどんどん農業に積極的に参加してくれれば、こんないい話はないのですけれども、非常に私たち担い手も、また土地改良区も心配しているところがございます。ぜひそういうところは酌み取っていただいて、今後の課題の一つとして取り組んでいただければいいなというふうに思っています。

以上で小項目②を終わりにして、次に小項目③に入ります。

農家の高齢化に伴い、土地を貸したい農家が増えていると聞く。このような農家のために、農地中間管理機構は土地の貸し借りの仲介をしていると聞く。また、農地中間管理機構に農地の借手をお願いしているのに、一向にどのようになっているのか分からないという農家の声も聞く。農地中間管理機構が行っている業務とは、具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。

質問します。小項目③農地中間管理機構の業務について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地中間管理機構の業務でございますが、農地中間管理機構は、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人でございます。茨城県では、公益社団法人茨城県農林振興公社が茨城県から指定を受け、事業を実施しております。

事業内容といたしましては、主に、農地を貸したい人から農地を借り受け、新しく農業を始めたい方や規模拡大を進める農業者に農地を貸し付ける農地の仲介役となる事業を行っており、笠間市では一般社団法人笠間市農業公社がその役割を担っているところがございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 農地中間管理機構と市の関係をお聞きします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地中間管理機構と市の関係でございますが、農地中間管理機構は、先ほど答弁したとおり、都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織される法人でございます。

茨城県では農林振興公社が受託を受けている事業でございますが、笠間市では、農地中間管理機構から、一般社団法人笠間市農業公社が農地の賃借に係る相談業務や関係書類の作成業務を受け、事業を実施しているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

農地中間管理機構は、非農家に農地を貸し出すことは可能でしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 非農家に農地を貸し出すことは可能かという御質問でございますが、農地中間管理機構では、地域での農地利用の意向を踏まえ農地の集積・集約化を推進していることから、市内の認定農業者や認定新規就農者を中心に農地の貸付けを行っておりますが、新たに農業を始めようとする方など非農家からの相談があった場合には、その方の就農に向けた計画や農作業への従事状況、耕作に必要な機械の所有状況などの聞き取りや面談を行い、耕作者としての適性を判断した上で貸付けを行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 笠間市の農地で、農地中間管理機構が貸している農地面積は、約何ヘクタールありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市の農地面積、管理機構が借りている面積というところでございますが、農地中間管理機構が借り入れている面積は、市内で約929ヘクタール、そのうち農地中間管理機構から個人や法人に貸し付けている面積は925ヘクタールとなっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、4ヘクタールの農地、まだ借手が見つからないようですが、これに関連して質問します。

農地の借手をお願いしているのに、年数がたってもどのようになっているのか分からないという貸手の農家の声を聞く。農地中間管理機構は、借手をお願いしている農家に何の情報も提供しないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地中間管理機構を通じてもなかなかマッチングが進まない農地があるということは、我々も認識しております。それに関しましては、先ほど答弁したとおり、作業効率の悪いような農地、どうしても担い手の方、作業効率を考えますので、効率のよい農地についてはすぐ借手が見つかるような状況でございます。また、貸手から農地中間管理機構に貸付けの申出があった場合には、笠間市農業公社において、周辺の担い手や作物の状況についての情報提供を積極的に行っていると聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

笠間市にとって、農地中間管理機構は必要な組織ですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地中間管理機構は、耕作者の高齢化等により規模を縮小する方や相続により取得した農地をすぐに耕作できない方など、農地を貸したい方から農地を借り受け、規模を拡大したい農業者や新たに農業を始めようとしている新規就農者と、農地を借りたい方へ農地を貸し付ける仲介役を担っております。

農地を貸したい方、借りたい方のそれぞれの個人のつながりではなかなか相手を見つけることができず、賃借に進まない状況で、農地中間管理機構を活用することにより、より円滑に進めることが可能になると考えております。また、今後地域での農地利用について協議を進めていく中で、農業者への農地の集約は必要性が高く、それを実現するため、まとまりのある形で農地を貸し付けることが可能な農地中間管理機構は、市にとって必要な組織というふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。必要な組織だということが分かって、貸手が、結局、今、4ヘクタールのように、借手が見つからないような、結局、農家との連携を中間管理機構がうまくしてくれないと、やっぱり貸している農地の地主はかなり不安だというようなことを私に言ってくるのです。そのような部分もよく頭に入れて、よくコミュニケーションを取りながら、中間管理機構は仕事していただきたいなというふうに思っています。

以上で小項目③を終わりにして、続きまして小項目④に移ります。

近年、笠間の栗は、市場や商店、多くの消費者に特段の支持をいただいている。このように、笠間の栗を求めている大勢の方たちに、笠間産栗の収量を増大することを考えてほしい。そのためには、栗の定植も大事だが、栗畑を持っている農家の方が栗を拾わない、いわゆる遊休農地を非農家の方や県内外の方に貸し出すことを検討してみてはいかがでしょうか。

質問します。小項目④遊休農地の貸出しについて、お伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地一般についての遊休農地の貸出しについて答弁いたします。

遊休農地の貸出しについてでございますが、令和5年8月30日現在、農地中間管理機構を通じた農地の貸付け面積は925ヘクタールとなっておりますが、ほかの農地と同様、市内の認定農業者や認定新規就農者を中心に農地の貸付けを行っており、新しく農業を始めようとする方々から相談があった場合には、その就農に向けた農作業への従事状況等を聞き取り、面談を行いながら、貸付けの可否について進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。笠間市の農業ブランド栗が、遊休農地へ植栽されたり、現在遊んでいる栗畑が多くの人に貸し出され、栗の収量がますます拡大して、栗を中心とした耕作地が増えることを期待して、大項目1と小項目④を終わりにいたします。

続きまして、大項目2、生徒指導困難校について質問します。

生徒指導困難校とは、特定の課題に直面し、生徒たちの適切な指導や支援を提供するのが難しい学校を指すと聞きます。では、具体的に生徒指導困難校とは何か、質問します。

小項目①生徒指導困難校とは何ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

生徒指導困難校とは、校内暴力が全国的に横行していた時代の指導が困難な学校を称して用いられていました表現です。

現在は、校内暴力などの反社会的な行動よりも、不登校、ひきこもりなどの非社会的な行動へと変化したことや子どもたちの生活環境の変化、新型コロナウイルスなどの社会不安が増加してきたことを踏まえて、2022に、昨年です、国によって生徒指導の指針が改定されました。その中では、生徒指導困難校という言葉ではなく、生徒指導関係加配校と呼ばれております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ただいまの説明で、生徒指導困難校は生徒指導関係加配校と名称が変わった説明があったので、今後、生徒指導困難校の名称を使う場合は生徒指導関係加配校と申し上げます。

生徒指導関係加配校になることで、学校にデメリットが生じることはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

生徒指導加配校になることで、学校にデメリットはございません。逆に、教員が1名増えるということで、適切な指導ができると思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目①を終わりにして、次に小項目②に入ります。

生徒指導関係加配校は、授業を妨害する生徒や不登校の生徒などの対応により、教員は通常業務以外の業務が大幅に増えていると聞く。では、こうしたことが多い学校がどのような状況なのか、お聞きしたい。

質問します。小項目②笠間市の状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 本市におきましては、本年度、生徒指導関係加配として小学校に教頭1名、それから中学校に教員4名が配置されております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 生徒指導関係加配校の生徒の平均学力成績は、他校に比べてどのようになっていますか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校間を比べるということは、一応、全国学力・学習状況調査の結果を見ましても、特に成績に差はないと感じています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これらの学校のカリキュラムは、他の学校と比べるとどのように異なりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） カリキュラムについては、全く変わりはありません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、一般の先生方の業務が増えるということも、結局、加配校になったことに対して、ないでしょうか。簡単に言えば、加配校になれば、先生の負担も増えるのかなというふうに思うのですけれども、一般の先生の業務が増えるということは基本的にはあり得ないということではよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 村上議員おっしゃるとおり、先ほど申し上げましたけれども、1名、専門の教員が加配されるということですので、それぞれ学校で抱えている問題を、その先生が専任で、例えば、授業時数でいうと12時間に絞られていますので、12時間以上は授業をやってはいけないという縛りがありますので、その間は生徒の指導、児童の指導に当たっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

加配を受けている学校で、不登校の問題はどのぐらい深刻と捉えていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大変深刻と捉えております。ですから、通常の学校と比べて、8%、特に不登校が多い学校に加配をしておりますので、深刻な問題として各学校で真剣に取り組んでいます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 不登校の問題はもっと深掘りしたいところなのですが、次の質問者の益子議員がするので、次の質問に進みたいと思います。ただ、大変、不登校問題に対しては深刻なのだということが伝わってきます。ぜひ、この子たちのために頑張ってくださいなというふうに思っています。

生徒指導関係加配校の生徒に対する心理カウンセリングやサポートプログラムはございますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

特別なプログラム等はありません。ただ、中学校及び中学校区の小学校、そちらのほうに県からスクールカウンセラーが派遣されておりまして、児童生徒、保護者の希望に応じてカウンセリングを実施しているということが実情でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、カウンセリングサービスや支援体制を向上させるための計画は、何かございますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの御質問でも触れましたけれども、スクールカウンセラーを計画的に活用できるように、学校別の配置時間、年間で245時間なのなのですが、年間配置計画を作成し、より効率のいい運用ができるように努めております。また、本年度、原則として、中学校区の小学校に同じスクールカウンセラーを配置することで、兄弟姉妹関係や進学後の関わりにも配慮しながら、小中のつながりを重視し強化しているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

生徒指導関係加配校への予算割当ては、他校と比べて違いはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 全くございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 生徒指導関係加配校以外の学校の様子は、どのような状態ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校規模に差異はありますが、それぞれ抱える問題は、

今の現代の問題、不登校の問題点が多いと思っています。ただ、人数に差があるので、多い学校には加配をするという考え方で加配措置をしています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） よく分かりました。生徒指導関係加配校とは、学校の先生方が生徒指導で忙しく、生徒たちに振り回されているイメージがあったが、笠間市の状況を聞くと、それほどではないと感じた。引き続き、子どもたちの将来のために頑張っていただきたい。

以上で小項目②を終わりにして、小項目③に入ります。

生徒指導関係加配校は、生徒の成功をサポートするため包括的な支援体制が不可欠です。これには、専門の教育者、カウンセラーなどを含み、学校と地域社会との連携が重要と考えます。生徒の支援体制で学校が行っていることをお聞きしたい。

質問します。小項目③生徒の支援体制について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

生徒指導の加配を受けた小学校の教頭は、主に生徒指導に関する業務を重点的に担当し、対応に当たっております。また、中学校に配当された教員は、週の授業時数を、先ほど申し上げましたとおり、12時間以内と定められ、生徒指導や不登校対策に専念して対応に当たっています。

近年、いじめや不登校、SNSの利用に起因した問題などが増加し、それに対して、学級担任や学年のサポートのほか、学校全体として対応する際を中心となって、家庭や関係機関との連携においても大きな役割を担っているのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、加配とは何ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 加配とは読んで字のごとく、人を配置するという、多めに配置することなのですが、問題行動に関する加配と、それから不登校に関する加配の2種類がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 加配された先生は、主にどのような生徒を対象に支援するのかをお聞きしたい。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 不登校に対しての支援はもちろんなのですが、児童生徒一人一人抱える問題というのはそれぞれあります。

未然防止で防ぐ対策もあれば、いわゆる登校渋りの児童生徒に対しての対策もありますので、一人一人それぞれの不登校の子どもに限ったことではなくて、全ての子どもに対し

てのアプローチを行っているのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 加配の先生は生徒支援に目標を持って学校へ来ていると思うが、どのような目標を持って学校へ来ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） とても難しい問題だと思うのですが、子どもたちがよりよく学校の中で生活できる、要するに学校の教室の中というのは、いわゆる一般社会の縮図なので、あの学校の教室の中で起こる全ては、社会の中で起こる全てになってきます。ですから、いろいろな対応を、十人十色という言葉があるのですが、10人の子どもに対して10通りの対応の仕方です。いろいろな価値観を植え付けているという状況にあります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 学校は、加配された先生の活動や支援の効果をモニタリング、記録ですね、していると思う。加配された先生を評価するための仕組みはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん評価という形で、水戸教育事務所が笠間市を管轄していますが、そこで年に2回、関係加配校についての調査ということで、学務課の指導室と一緒に評価を行っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、その評価の低い先生がいた場合、先生を交換することはできるのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 評価の低い先生というのは、私は経験がありません。それを交換するというのも、今までにはないということで、これからはないと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これは、教育長と私の考え方が全く違うのですけれども、昨日、酒井議員が市長とお話したように、意見が違ふと思うのですけれども、我々、学校の生徒、保護者と聞く立場からすると、やはり加配の先生が教育長のように、教育長は絶対悪いとは言えないでしょうけれども、あまりよくないという評価をする保護者もいます。これは人間だから仕方ないと思うのですけれども、ただ、その問題に対して、やはりこの評価の仕方というものに、いろいろな差があると思うのです。

ただ、その差で、その先生の評価をやはりしていると思うのですけれども、低い評価の先生がいなくておっしゃいますけれども、私、個人的には、そのような低い評価の先生がいた場合には、未来の笠間市を担っている子どもたちが、評価の低い先生に指導を受けていたのでは子どもたちの将来に非常によくないと。笠間市から優秀な大人がいっぱい育っ



てほしいわけなのです。そのためにも優秀な加配の先生が必要だと思うのですが、ただ、この話は、どんなに私と教育長が言っても水かけ論になってしまうので、できれば、いい先生、悪い先生という評価は難しいとしても、駄目だと思う先生もいると思うのですけれども、そういう先生に対しての検討はしてみるべきかなど。また、そういう先生とよく交渉をして、そういう先生が、保護者からこのように思われているというような部分も酌み取っていただければありがたいなというふうに思っています。これは教育委員会の立場から何も言えないと思いますけれども、ぜひ、このような私の意見も、考えの中に一つ入れていただければいいなというふうに思います。

続きまして、生徒指導関係加配校で働く支援スタッフの数は、どの程度ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 加配校自体で加配されている先生が中心となって働きますので、支援スタッフという形はありません。先ほど申し上げたとおり、県から派遣されるスクールカウンセラー、それから本市で採用しているスクールソーシャルワーカー、現在1名増やして4名おりますけれども、県のスクールカウンセラー5名と本市のスクールソーシャルワーカー4名、合計9名が、それぞれの学校に派遣をされて、計画的に面談をしている状況です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 現場の先生方は忙しいと聞くが、この数でうまく対応はできているのですか、その9名で。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほど申し上げたとおり、課題は様々なので、そういう課題に対応するために、本年度1名スクールソーシャルワーカーを増やしております。それが毎日フル活動で今動いておりますので、改善はなかなか見込めない児童生徒もいますけれども、それに向けて一生懸命取り組んでいる状況でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 先生方をできればもう少し増やして、児童生徒の面倒を見ていただきたいというのが私の考え方の一つだったのですけれども、なかなか予算の都合、いろいろそういう部分もあると思うのですけれども、基本的にいえば、スタッフをもっと増やせということに対して、現在は難しいという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 一般社会で叫ばれるように、教員の成り手不足で、例えば定員の枠があっても教員として来る人が少ないというか、そういう状況にあります。もちろん人を増やせば、子どもたち一人一人に手厚い指導ができると思っておりますけれども、やっぱり子どもたちに情熱的に向かう先生を私はつくりたいと思っておりますので、そういう研修を含めて、人的なものは研修で賄って、先生方がより1人に多く、1人に关われる、そ

ういうふうなシステムづくりをやっていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、学校が忙しいというお話を聞きましたが、担任が授業外で生徒支援等の業務で授業ができなくなったとき、教頭先生や教務主任が担任に代わって授業を代行するようなことはありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろんケース・バイ・ケースで、そういう場合もございます。それなりに教頭が授業で入ったりとか教務主任が入ったりというのは、もちろんケースによっては出てきます。そういうのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのことを聞いたかったですけれども、何でそんなことするのかということなんですけれども、生徒たちの心理的要素を考えると、健全な成長に私は悪影響があると思えますね。このようなことはやめていただきたいのですが、学校は、なぜそんな教頭だの教務主任に授業をさせるのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

やはり先生の数が足りないという、要するに担任が休みのときや生徒指導で出ているときに、ほかの子どもたちを面倒見るシステムが今の学校にはありませんので、経験年数が高い教頭であったりとか教務主任が授業に填補で出るといった形を取っているのが、現状でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 子どもの立場というものがよくあると思うのですけれども、子どもが将来、私は教頭先生に授業で教えてもらったのだというのは、一生忘れない思い出になると思うのですよ。

そういう教頭先生というのが社会に出て、もう試験に通って、立派な人間になってきて教頭先生になって、教頭先生が今度は先生方の指導ではなく、教壇に立つなんていうことが、まず一つは、私はすごく、子どもたちにあり得ない話だと思っているのです。子どもたちの将来を考えると、そういう子どもたちが大人になったときに、学校の先生になりたいと思う子どもが、その中に教頭がそんな教鞭を振るといったようなことをしたら、どのぐらい子どもたちが学校の先生になりたいかということが、薄れてきてしまうと思うのです。

教頭先生は、教頭先生のように、ここの皆さんのように、学校でいえば、もう執行部ですよ。教員を指導する立場ですよ。そんな方が大体、教壇で勉強を子どもたちに教えるということ、これは必要なことかもしれないですけども、私にとってはふさわしくありませんので、ぜひそこは改善していただきたいと思います。難しい話かもしれないですけれ

ども、現場の先生たちは大変ですよ、教育長が一番分かっていると思うのですけれども、ぜひその辺のことも頭に入れて、教育現場をよくしていただければいいなというふうに思っています。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 村上議員おっしゃるとおり、いろいろ考え方があって、これは私とも相反すると思うのですが、一つだけ間違っただけいけないのは、教頭は授業ができるということなのです。これは、法律的に教頭は授業ができると認められていますので、だから教頭を担保として使うわけで、ただ校長は授業はできません。これは法律で決まっています。

ですから今のところ、どこの学校でも、教頭が理科の専科の授業をやったりとか、音楽やったりとか、そういうところを活用しているのが、日本全国の流れでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） いや、これは私の考えですよ。法律か、現場か、そんなのどちらかといったら、私は法律より、そういう子どもたちの心が大切だと捉えるのですよ。そんな法律がこうだから、教頭は教壇に立てるなんていう法律どおりのことが、確かに法律では許されたとしても、子どもたちの心がそれで将来よくなるのかということについては私はいいたくないわけなのです。当然、法律も遵守しなくてはいけないし、守らなくてはならない、そういう部分を考えれば、それはそれで必要だと思いますけれども、ぜひ私は、教頭や教務主任、そういう管理職の方が、学校の教壇に立って子どもたちの指導をするということは、子どもたちにふさわしくないなというふうに思って、この質問を終わりにします。

家庭と学校の連携を強化するための取組は、何かありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 家庭との連携というのは一番根幹なので、それについては、各学校においていろいろな連絡帳を通じてやったりとか、それから生徒指導だよりということで、今、こんな問題が横行していますよということで注意してくださいということで、そういう啓発活動を保護者向けに行っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目③を終わりにして、小項目④に入ります。

生徒指導関係加配校は、あらゆる手段を使い、指導困難な生徒を改善していきたいと思う。学校は、どのようにして指導困難な生徒をよくしてきたのでしょうか。生徒指導関係加配校が行ってきた生徒のための改善策などをお聞きしたい。

質問します。小項目④改善策について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 各学校においては、それぞれの先生方が、その学校の不登校の傾向に合わせて、それから問題行動の傾向に合わせた形の指導を行っているというのが現

状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。生徒指導関係加配校に認定された学校の教員は、指導困難が理由で、生徒たちを見捨てることがあってはなりません。先生方が指導困難な生徒に手を差し伸べなければ、中学校生活3年間はあっという間です。このような子どもたちが立派な大人になるため、生徒たちの貴重な3年間を一日たりとも無駄にしないよう、以上で大項目2と小項目④を終わりにします。

続きまして、大項目3、医療的ケア児について。

質問します。小項目①医療的ケアとはどのような内容か、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

医療的ケアとは一般的に、学校や自宅など医療機関以外の場所において日常的に継続して行われる人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引、インシュリン注射などの医療的生活援助行為の総称でございます。

近年、医療技術の進歩に伴いまして、出生後、NICU新生児特定集中治療室等に長期入院した後、自宅に戻っても、引き続き人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち、いわゆる医療的ケア児が増えております。こうした背景から、令和3年に、医療的ケア児支援法が成立し、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるようにすることが、地方公共団体の責務となっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 笠間市で医療的ケアを受けている子どもたちの人数をお聞かせください。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今年度調査により把握している人数は、22名でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目①を終わりにして、次に小項目②に入ります。

全ての児童生徒に公平な教育機会を提供するため、医療的ケアが必要な児童生徒のニーズを正確に把握し、適切な支援を提供することが必要と考えます。このような中、学校でケアを必要とする児童生徒の日常の状況がどのようになっているかをお聞きいたします。

質問します。小項目②市内学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

学校における医療的ケアの状況についてでございますが、市内の小学校、中学校、義務

教育学校に通う児童生徒の中で、医療的ケアが必要な児童生徒は7名おります。具体的な内訳は、インスリン注射、胃ろう、導尿となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 医療的ケアが必要な児童生徒にとって、学校での安全と健康は非常に重要です。ケア児の安全と健康は十分に保たれていますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 医療的ケアが必要な児童生徒の安全と健康につきましては、学校全体で最優先に考えてございます。

医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、特別な支援が必要な子どもたちがおります。例えば、栄養摂取するための機械を背負って生活している児童や車椅子で生活している児童がいます。これらの児童たちに対しましては、市では特別支援教育支援員を学校に配置しています。この支援員は、医療的ケア児を見守り必要な介助を行い、学校で安全で充実した生活が送れるようにサポートしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目②を終わりにして、次に小項目③に入ります。

近年、本人と保護者が希望する場合、医療的ケアが必要な子どもを地域の小中学校が就学を受け入れるケースが増えている。医療的ケア児の受入れには、多くの課題やそれに向けた対策を取らねばなりません。市は、医療的ケア児の受入れ体制にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

質問いたします。小項目③学校の受入れ体制について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 受入れ体制についての御質問ですが、学校の受入れ体制につきましては、医療的ケアが必要な児童生徒について、学校の全職員が協力して配慮事項や支援内容などの共通の理解を持つよう努めており、児童生徒が学校で安心・安全に過ごすことができるようにしております。

具体的な医療的ケアの実施については、例えば、インスリン注射に関しては、特別支援教育支援員や養護教諭が見守る中で児童生徒自身が行っております。また、胃ろうや導尿については、今年度から学務課の新規事業である学校における医療的ケア支援事業を通じて、訪問看護ステーションと連携し、9月下旬から看護師を学校へ派遣して実施をする予定でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 学校の教職員は、医療的ケアの提供に必要なトレーニングは受

けているでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校の教職員は、医療的ケアに必要なトレーニングを受けておりません。医療的ケアは、基本的に看護師が担当してございます。

ただし、教職員は、配慮事項や支援内容などについて共通の理解を持つよう努めております。医療ケアを必要とする児童生徒に対しましては、安全管理を徹底し見守り方を工夫するなどの対応を行ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 保護者やケアギバー、お世話をする人は、医療的ケアの計画や提供に、どのように参加できますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） お答えをいたします。

具体的にはまず、主治医からの意見書や指示書を基に、担当する看護師が医療的ケアの計画を立てます。その際、保護者の方々の意見や希望を尊重し、可能な限り、その要望を反映した計画を作成します。また、医療的ケアの提供についても、具体的なケアの方法やタイミングなどについて、保護者の方々と密に連携を取りながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 仲間外れにしない教育環境を促進するための取組は、どのように行っていますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 仲間外れにしないという教育につきましては、全ての子どもたちが一緒に学び、成長できる環境をつくるために、全ての学校で取り組んでいるところでございます。特に、医療的ケアが必要な子どもに対しては、他の子どもたちと共に学び成長できるよう、特別な支援や配慮を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、学校での薬物管理はどのように行われているのでしょうか。薬物とは、ケア児の服用する薬のことです。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 薬物管理についてでございますが、学校では、医療的ケアに必要な薬物の管理は行っておらず、例えばインスリンであれば、児童生徒本人が管理しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、ケア児の感染症予防はどのように取り組んでいますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ケア児の感染予防についてでございますが、まず基本的な手洗いや消毒を推奨しております。さらに、保護者と話し合いを行い、その子に必要な感染症予防の方法があれば、それに対しても取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 停電による電力不足の対策についてお聞きします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校で電力を必要とする機器などの使用はしていないため、特別な対策は行っていないところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） もっと聞きたいのですけれどもちょっと時間がないので、地震などの災害時の対策はどのように考えていますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 災害時の対策についてでございますが、医療的ケア児は自力での避難が難しいため、定期的に避難訓練を行い、災害時の対策を確認してございます。具体的には、特別支援教育支援員が付き添い、必要に応じて児童生徒にも依頼することも考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目③を終わりにして、次に小項目④に入ります。

医療的ケア児の兄弟姉妹がいる子どもはきょうだい児と呼ばれ、保護者がケア児のケアに追われることから、孤独やつらさを抱え込みやすい。子どもが家族の看病・介護を行うヤングケアラーなど、患者・障害者の家族支援への認知度が高まる中で、きょうだい児のサポートに国も動き出しています。きょうだい児は親に甘えられず、家族と一緒にの外出や行事参加も諦めることが珍しくなく、自分は消えた存在だと感じたり、親に認められるようよい子を無理に演じたりと、きょうだい児の居場所が非常に狭く感じる。このようなことから、市は医療的ケア児のきょうだい児にどのような目を向け、対応していますか。

質問します。きょうだい児の対応について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） きょうだい児とは、重い病気や障害のある兄弟姉妹がいる子どもを表す言葉でございます。近年、ケアをする人に対してもケアが必要であると

いう考え方が広がってきた中で、注目されるようになってまいりました。保護者が医療的ケア児等のケアに時間を取られることや、障害を持つ兄弟姉妹と一緒に生活をする中で、孤独感や違和感など様々な負の感情や葛藤などを感じやすい傾向にあると言われております。また、子どもに家族のケアなどの負担がかかり過ぎますと、社会問題にもなっているヤングケアラーと言われる状態に陥ってしまうリスクもあり、きょうだい児のサポートに目を向ける必要がございます。

市内の医療的ケア児の家族にもきょうだい児がいることは把握しておりますが、家庭内における本人の内面的な問題のため外からは見えづらく、実情の正確な把握が難しいのが現状でございます。

笠間市には、県の研修を受講した医療的ケア児等コーディネーターが現在3名おり、基幹相談支援センターなど、医療的ケア児やその家族の相談支援に関わる部署に配置しております。また、今年度も3名の職員が研修受講を予定しております。さらなる受皿の強化と関係機関との連携を図りながら、ケア児やきょうだい児はもとより、その家族も含めて支援する体制を整えてまいります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、医療的ケア児の保護者が亡くなってしまった場合、残されたきょうだい児の対応について今、考えていることはありますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 医療的ケア児を含む様々な障害を抱える方のいわゆる親亡き後の支援体制づくりについては、障害者支援における大きなテーマとなっております。本市の障害者自立支援協議会などにおいても議論を進めているところでございます。

保護者亡き後の対応ということでは、その時点での家庭環境や、医療的ケア児を含む子どもたちのそれぞれの年齢などによって変わってまいりますけれども、基本的には、残された家族全体の支援の必要性について検討することになります。その際には、福祉的視点や経済的視点に加えまして、金銭管理や相続など法律的な視点などからも、その世帯、子どもたちの抱える課題に対し、総合的に支援していくということになります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目④を終わりにして、小項目⑤に入ります。

医療的ケア児のケアや育児は母親がメインになっている場合が多く、仕事が続けられない、身体的疲労、育児を代わってくれる人がいないなどの悩みがあり、精神的・体力的にも母親の負担は大きいようです。こうしたことから、ケアをしている養育者の状況を市はどのように捉えているか、お聞きいたします。

小項目⑤養育者の状況について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 医療的ケア児支援法が成立しまして、国や地方公共団体



の支援は努力義務から責務になりました。これによりまして、支援の充実が期待されておりますが、医療的ケア児を支える家族の負担軽減に向けた取組は、まだまだ多くの課題がございます。

今、お話しいただいたとおり、家庭内におけるケア児の主な養育の役割は母親が担っている場合が多く、特に重度の医療的ケア児を養育している方の場合、就労を諦めたり、子どもから目が離せず心身ともに負担を感じているケースがあるものと認識をしております。

本市では、保育所や学校における医療的ケア児の受入れ体制の強化を目的に、保育所等への看護師の配置や保育所や学校等について、訪問看護事業所との連携により看護師の派遣を行って、保護者の方には費用負担なく制度を利用させていただくことで、介護者が日中の時間帯における就労やケア負担軽減につながる支援などの体制を構築しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、養育者からの意見はどのように収集していますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 養育者の意見の把握ということで申し上げますと、大きく2点ございまして、一つは、先ほど来お話ししております、ライフステージに応じた伴走型の支援を市で行っております、その日々の関わりの中で、訪問看護事業所や保健センターなどを通じて把握する場合がございます。もう一つは、医療的ケア児コーディネーターなどが直接相談を受ける場合がございます。

また、このどちらの場合においても、重要なことは、ささいなことでも相談しやすい信頼関係を構築することと、受け手側が養育者との会話の中から課題を拾い上げる相談技術を向上させていくことが必要であり、そうした取組についても引き続き進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その意見は、部長まで報告はされていますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 市で把握したニーズ、それから支援した内容、こうしたことについては、相談記録として時系列にまとめまして、グループウェアによりまして、私も含め、共有をさせていただいております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今日一番聞きたかったことで、その意見は、今後の養育者支援に反映されているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 相談を受けたその時点において、支援対応可能なものは速やかに対応しております。また、その制度の仕組みが不十分だということから、対応が困難なものについては政策課題として整理をさせていただいております、医療的

ケア児の協議の場、これが市にございますので、こちらで議論を深めるような仕組みとしております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 養育者の健康状態の確認は、誰がどのように行っていますか、簡単をお願いします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 養育者の健康状態については、メンタルケアなども含めて、これまでの支援のつながりの中で把握しておりますが、医療的ケア児を養育している世帯においては、子どものケアを通じて医師とのつながりがあることに加えまして、訪問看護事業所の看護師が自宅に訪問している世帯もございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 養育者の健康に異常が見られた場合はどうしますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 異常が見られた場合には当然速やかに医療機関へ受診していただくように助言するとともに、あわせて、受診の際のケア児の福祉サービスの利用など、サポート体制についても相談、支援させていただいております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今後、質問しても終わらないので、ここで私の質問を終わりにしてもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい。

○13番（村上寿之君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（大関久義君） 13番村上寿之君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、10番益子康子君の発言を許可いたします。

10番益子康子君。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番政研会の益子康子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問してまいります。

大項目は二つ、笠間市のひきこもり支援について、もう一つ、笠間市の不登校支援について質問してまいります。

大項目1、笠間市のひきこもり支援について。

ひきこもりというのは、病名でも診断名でもありません。その状態を表す言葉です。そして、誰もがなり得ることでもあります。誰でも心と体が疲れ過ぎているとき、引き籠もることが必要な場合があるということです。

笠間市第4次地域福祉計画2023から2027年度において、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまちかさま」を基本理念とし、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域社会を目指すと書かれております。

基本目標は三つあります。その中の一つ「すべての人が安心して暮らしていける支援の充実」が挙げられております。ひきこもりも入っております。

何件かのひきこもりについては、大きな事件がありました。ひきこもりと犯罪を結びつける偏見が社会にはまだまだ多くあり、マイナスなイメージに捉えられていることも事実です。本人の甘えとか、家族の問題にする傾向も依然としてあります。それが、当事者とか家族など、近い人たちを苦しめることにつながっており、相談につながらない要因でもあるように思われます。家から出ない状態であっても当事者が充実して暮らしているのであれば、問題ではありません。多くが、引き籠もっている状態の自分を責めてしまうこと、生きづらさを抱え、孤立の中、先の見えない毎日、そして外の世界や人への恐怖を感じ、精神的に追い詰められてしまうことが問題なのです。以上のことに、どんな対策があるのか、しているのか。地域社会への理解はどう得られるのか、伺ってまいります。

小項目①ひきこもりの定義について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

ひきこもりの定義でございますが、国のガイドラインでは一つの定義として、様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念であると、大まかな状態像が示されております。

これを受けまして、本市におきましては、令和2年度に策定した笠間市ひきこもり自立支援アウトリーチ事業実施要綱において、次のように定義をしております。一つ目が、15歳以上の方で仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引き籠もっているような状態の方、二つ目が、心の不調を訴え、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々外出することもあるような方。三つ目としましては、先ほどの二つに準じる状態にあり、ひきこもり状態にあると認められる者としております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

小項目②政府のひきこもり支援策とは、政府として、いつの頃からこのような、つまり今、小項目①で答弁いただいたような定義に当たる状態の人たちの把握をし、対策を打ち

出したのか。その歴史や経緯、支援制度の始まり、また、全国の対象者の人数も分かればお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 政府のひきこもり支援施策についてでございますが、ひきこもりという言葉が一般的に知られるようになりましたのは、2000年前後に起きました、先ほど益子議員のほうからもありましたけれども、複数の事件に関する報道等によるもので、事件の背景にひきこもりの状態があったとする内容が伝えられたことにより、社会的関心が高まってまいりました。

一方で、2010年前後から大人のひきこもりが問題として注目されるようになってきて、内閣府が無作為抽出をした全国5,000人に対して、平成27年度と平成30年度に実態調査のための調査を行い、推計で115万4,000人がひきこもりの状態にあると公表をしております。

このようなことから、国では支援施策として、平成30年4月までに全ての各都道府県等に対し、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、ひきこもり地域支援センターの設置をしております。また、令和4年度からは新たな事業として、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり、これらを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業やひきこもり支援の導入として、ひきこもりサポート事業による財政支援を開始し、本市でもこれらの制度を事業に活用しているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。では、小項目③に移ります。

国がそういった支援を始めました。では、茨城県としての体制はどうなっているのかお伺いしますが、その茨城県から笠間市、この市町村への支援体制、どのようになっているのか、そのつながりについても併せてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 茨城県の支援体制についてでございますけれども、先ほどの政府の支援施策の中においても触れておりますとおり、都道府県へのひきこもり地域支援センター設置整備事業において、茨城県ではひきこもり相談支援センターを開設をしております。現在、筑西市において、茨城県からの委託を受けた一般社団法人が業務を請け負いまして、県内の各保健所等と連携しながら訪問、電話、それから来所、メールなど、様々な方法による相談に対して、専門のコーディネーターが適切な助言とともに支援団体などを紹介するなど、県全体を圏域として社会復帰への支援を行っております。

また、市町村をはじめとする関係機関に対しまして、我々等に対しましては、連携強化のための支援者向けの研修の開催、それから後方支援として、講演活動や助言指導なども行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 県と市ともつながっており、市のほうにも県のほうから、つまり支援者に対する指導、そういったものをしていただけるということで安心して、そういった機関があるということは、とてもいいことだと思います。

では、小項目④に移ります。笠間市の現状と支援体制についてお伺いいたしますが、まず、概要についてお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 市では、令和元年度に現状把握のための調査を行ったところ、92名の方がひきこもり状態にあることが明らかになりました。

その結果を受けまして、精神医療の必要性の判断や適切な社会資源へつなげることを目的としまして、令和2年度より県立こころの医療センターと連携した医師・精神保健福祉士・保健師等の専門チームから成る、このメンバーによる自宅訪問型、いわゆるアウトリーチの活動による事業を実施しております。こちらには市の職員も当然入って一緒に訪問しているわけですが、事業を開始以降の支援対象者は8名となっておりまして、2名の方が就労支援事業所という適切な社会支援になることで、事業目的を達成しております。現在は、それぞれの状態に合わせた頻度で、5名の方を対象に取り組んでいるところでございます。

また、社会福祉協議会においても、ひきこもりがちな方やその家族を対象とした居場所として、ひきこもりサロンさんぽみちを開設するなど、支援の受皿づくりも進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、概要説明でもありましたひきこもり調査の実施、坂本議員が令和元年第4回の一般質問をしたちょうどそのとき、アンケートとか聞き取り調査をしたちょうどその時期でした。

その後の経過についても今後伺っていきたいと思いますが、そのアンケート調査をしたときですが、誰がどのように行ったのか、その結果、人数は先ほど出ておりましたが、男女別、年代別、そういったところをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） ひきこもりの調査につきましては、国の推計調査による報道を受けまして、本市の規模感を把握する目的で実施をしたものでございます。

先ほど御説明いたしました定義の下、民生委員児童委員、それから市内介護事業所のケアマネジャー等を対象に、日頃の活動やそれから業務において把握している情報を、幅広く報告いただくという方法で調査を実施しております。これにより、ひきこもりの状態にあるとされた方が92名報告され、内訳といたしましては、男女別に、男性が67名、女性が25名ということになっております。また、年代別には、最も多いのが40代で34名、それから次いで50代の19名というような結果が出ております。

また、ひきこもりの期間につきましては、10年以上が最も多く34名となっておりまして、これらのことから、男性の中高年の方の占める割合が高くて、ひきこもりの長期化も見てとれる結果ということになっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） そのアンケートとか聞き取り調査によって、ある程度、実態を把握できたわけです。

では、どのような形で、そういう方々の相談を市のほうにつなげていくのか。本人からの行動はまずは望めるべくもなく、家族からの相談も、社会の理解が難しい昨今ではやはり多くはないと思われます。どのような形でつながりを持っていくのか、支援方法としてのアウトリーチですね、どのような方法で今、進めているのか、具体的に事例があれば、併せてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 自宅訪問型のアウトリーチ事業の内容ですけれども、この事業は、令和2年度から県立こころの医療センターと連携して取り組んでいる独自の事業でございます。笠間市が実態調査をやったということを受けまして、こころの医療センターのほうから御提案をいただきまして、一緒に取り組んでいるというような経緯がございます。この実態調査の結果や窓口である社会福祉課、それから関係各課、社会福祉協議会等で相談を受けまして、精神科医などを含めた関係者から成る調整会議、これを行いまして、対象者の選定をしております。

その後、こころの医療センターの精神科医をはじめ、看護師、精神保健福祉士などから成る専門チームが、当然、御家族とかの同意を取った上、自宅へ訪問をしまして、日常会話で心を開きつつ、医療的な支援の必要性などについて診断を進めるというような形で取り組んでおります。あくまで、本人が自分自身の判断で第一歩を踏み出せるように、無理な後押しはせず、適切な社会資源へのつなぎなど、社会復帰を目的とする支援方法を検討しまして、本人と家族に対し助言をしていくという取組でございます。

現在は、年代別に申し上げますと、10代が1名、30代1名、50代が3名、以上5名の方を対象に支援に取り組んでいるところでございます。また、これまで支援をしてきた中では、障害者手帳の取得につながったりだとか、就労支援事業所への通所ができるようになったりだとか、あとは社会福祉協議会が居場所として提供しているひきこもりサロンさんぽみちの利用などによって、社会との接点を取り戻された方が2名いらっしゃいます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） こころの医療センターとの協働ということで、やはりそういった病気を持っている方、病気が原因で引き籠もっている方への支援の方法は何となく分かりましたが、それだけではなく、そのほかたくさんいるひきこもりの方もいらっしゃるのので、あと、その支援はなかなか大変だとは思いますが。支援している人の人数と合わせると、

本当にひきこもり人数が多く、かといって本人の自覚とか、自分がどうにかしたいという気持ちがないと、なかなか支援につながらない難しい面もあると思います。

では、アウトリーチ、先ほど言いました、社会福祉協議会で行っているさんぽみち、これはどういう事業なのか。そして、その事業からステップアップして次につながった方、今、2名ほどいるとおっしゃいましたが、その辺のところちょっと具体的にお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） さんぽみちは、社会福祉協議会におきまして、令和3年1月から、ひきこもり状態にある方の社会参加を支援する一環として居場所の提供を行っている事業でございます。市のほうでアウトリーチ事業を開始しまして、いろいろな形の受皿も必要だろうということで、後追いで始まったというような状況でございます。

このサロンは、いわゆる緩やかなつながりの場ということで、本人や御家族などがゲームをしたり、お茶を飲んだり、雑談などをしながら過ごしていただいております。令和4年度の実績といたしましては、延べ73名、現在実人数18名の方が利用をしております。

また、この事業については、ひきこもりの方の社会復帰に向けた段階においては、中間的支援である集団の場への参加というものに当たるものでございまして、具体的には、ひきこもりの場である自宅から外に出るため、それからまた、家族以外の人との関わりを持つための支援として位置づけをしております。

また、参加している御家族にとっても、同じ悩みを共有できる場となっております、非常に重要な事業であると認識をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） さんぽみちは、社会福祉協議会でしている、これは月に1回の事業なのですね。月1回、その居場所を提供しているということで、私も3回ほど参加させてもらっております。時間的に合えば、また参加させていただきたいと思っております。

広い部屋、明るい部屋に参加したとき、コの字型にテーブルが並べられておりました。そして、十数人の人たちがそこで、ちょっとおやつもありまして、談笑していたのですが、私が最初行ったとき、どの方が参加者で、どの方が職員か分からないというようなのが最初の印象でした。年代的にもその辺だったかと思います。多分、否定的な言葉は何一つ使っていない時間帯で、その中でおおらかに受け入れられているというような雰囲気の中で、事業内容もその時々で変わっておりました。

最初行ったときは、指導者というのでしょうか、職員、着物の方がいて、お茶会をしておりました。お茶会というのは、やはり人との関わりを持つ事業で、その参加者も自分でお茶を立てて、ほかの人に振る舞うような、そういったこともしておりました。そして、3回目は、まちの中に出ておりました。自分でお財布を持って買物をし、ちょっとした観

光地を回ったのですが、でも、やはり居心地がよい空間、居場所となっているのでしょうか、同じメンバーが多いと見受けられました。

ここに参加できるまでの経緯は様々と思いますが、そこに参加するまでが大変だと思われます。参加できたことでの自信など、問題解決には一歩つながっているのかなと思われました。月に1回の事業ですが、これが先ほど言われたように、仕事につながったということは、さんぼみちに来られる方は、ひきこもりにあっても軽度だと考えてよろしいかと思えます。

内閣府、3月に公表したものでは、女性の割合がその当時よりも多くなっているというようなデータがあります。女性のひきこもり支援については、7月の末、読売新聞で特集をしておりました。女性のひきこもりです。これはとても見過ごされているのですけれども、家庭の主婦、主婦であってひきこもりだそうです。そして、家事手伝いと称して家にいる女性、そういった方もいるという事実もあるということを確認していただきたいと思えます。例えば、川崎市ですが、女性だけのひきこもりの人たちの居場所を3か月に1遍、これは男女共同参画センターが開いております。そこでは、何かよい結果が出ているという情報がありました。

今、さんぼみちという事業があるのですが、そこは男女混合で、やはり和気あいあいとした雰囲気でしたが、女性だけのもの、またそういった月に1度ではなく、できれば常設のそういう居場所というものができればいいのではないかと考えておりますので、今後は検討していただきたいと思いますと思っています。

では、小項目⑤に移ります。今後の支援体制について、お伺いします。どういうふうにご検討されているのか、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 今後の支援体制ということでございますけれども、ひきこもりの支援は当事者や家族との信頼関係を築くというところから始まりますので、当事者への丁寧な働きかけや支援の内容を当事者や家族と確実に共有すること、また様々なケースの状況に合わせた息の長い継続的な伴走型支援への取組、これを一層進めてまいりたいと考えております。

また、ひきこもりは、その期間が長期化することで社会復帰への気力低下などが要因となりまして、その状態から抜け出すことが難しくなっております。これらのことから、早期発見、それから早期支援が重要になってまいりまして、ひきこもり相談窓口の認知度向上に向けたホームページやパンフレット等を通じたPR、より多くの方に相談窓口を知っていただく取組、それから当事者や家族をできるだけ早く相談につなげる体制づくり、これらに努めてまいりたいと思えます。

さらに、これまで相談支援に携わる市の職員、こうした関係者を対象に、精神医療の現場で用いられる対話実践による面接手法、オープンダイアログ方式と呼ばれております



けれども、こういった手法やアウトリーチ的介入方法を取り入れた研修会、これを毎年実施しております、今後も面接相談や支援能力の向上、支援を担当する職員のスキルの向上、こういったものを図りながら、支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。確かに、ひきこもり当事者、または家庭にとって、家族にとっては会話のスキル、これが向上していることによって、話をうまく引き出せる、そしてうまくつなげる、それにするにはとても重要なことだと思います。それは、引き続き研修という形でやっていただきたい。それで、実践的にも、そういったうまく寄り添えるような、会話のできるような職員の、そういった人を増やしていただきたいと思います。

つまり、周知して、社会が理解することが、まずは重要です。誰もがなり得ることであるということ認識すること、そして誰もが相談できる、そのPRをしているということで安心しておりますが、解決に向けての方法はある、そういうことが分かれば、ひきこもり本人だけでなく、家族など近い人も、心の負担が軽くなるはずで。もちろん、専門家も関わっております。つまり、その原因として、病気があることもあります。障害が原因のこともあります。いろいろあります。

しかし、一緒に方法を考えている制度が笠間市にはある、これのPRが大事かと思いません。生産性のみで判断しない、誰もが受け入れられる社会、それが本当に力強い地域共生社会であると思います。冒頭の第4次地域福祉計画の目標としている生きやすい社会の実現につながることを、そういうことをお願いいたしまして、大項目1を終了いたします。

大項目2、笠間市の不登校支援について。

不登校児童生徒への支援の仕方、時代とともに変化してきております。子どもの傾向も変わってきているし、家庭も同じです。コロナ禍により、学習の仕方、これがまた様々な方法が取れるようになりました。学校に戻り、教室に入ることを目指していた時期もありますが、昨今では多様性というものが大きく叫ばれている時代です。教育機会確保法という、不登校児童生徒などに教育の機会を失わないことを目的とした法律があります。それぞれの子どもに合った学習環境を保障しているという法律です。しかし、一人一人に合わせるには人材のほか必要とするものが多くあり過ぎ、教育現場でも葛藤があるのではないかと思います。

昨年、第4回定例会で高野議員の質問がありました。不登校から登校できるようになった要因は何だったか。教育長の答弁で、学校に行かなくても悪ではない、それが子どもの余裕につながり、登校できるようになった。もちろん、先生方や教育支援室、ここからのサポートも大きくありますが、長期不登校児童生徒にとり、不登校自体は悪ではなく行かなくても大丈夫という肯定感を持つこと、保護者もそう理解し対応すること、そして、社会的自立ができるような支援をすることの答弁、とても印象的でした。

令和元年3回定例会、村上議員が、それまで各地区3か所にありました適応指導教室、岩間と笠間と友部にありました、それが専門家を配置するという事で1か所になることの心配、弊害はないのか、距離的にどうなのだというような質問がありました。

また、私は令和2年第4回定例会で、1か所として立ち上がりました教育支援室「ここから」について質問しましたが、ちょうどコロナ禍真っただ中でした。制限された中でのスタートでしたが、訪問したときにはかなり活発に、コロナ禍だったので、広い部屋を幾つも使いながら、分散して何か指導していたように覚えております。支援はその時々で、児童生徒に合った最善を見つけてしているのかと思いますが、今後について、また現在どのように支援しているのか、伺ってまいります。

小項目①不登校の定義について。また、不登校に対する考え方、支援の仕方の推移についても伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、不登校の定義につきまして、国では、何らかの心理的、情緒的、そして身体的あるいは社会的な要因によって登校しない、また、したくてもできない状況にある年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的理由により欠席をする、そういう人を除いた者とされております。

次に、支援体制の推移ということでございますが、従来の学校復帰を目指しての指導、いわゆる登校刺激を与えてきた指導ではなくて、現在は不登校児童生徒の気持ちに寄り添って、安全基地となる居場所の確保と、それから一人一人の個に応じた学習の保障、それをする事になっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、小項目②笠間市の現状について、伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 本市の現状につきまして、数字でお示しをしたいと思います。

本市の不登校児童生徒数の現状、推移ですけれども、令和元年度、小学校が42名、中学校が100名の計142名で、全体の2.6%に当たります。令和2年度は、小学校が43名、中学校が104名、そして合計147名の全体の2.7%になります。令和3年度は、小学校が53名、中学校が131名、合計184名の全体の3.4%。令和4年度につきましては、小学校80名、中学校153名、合計233名の全体の4.4%に当たります。令和5年度につきましては、7月31日現在で、小学校17名、中学校82名の合計99名で、全体の1.9%となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。令和4年度が4.4%ということで、100人に四、五名ということでしょうか。少しずつですが、増えているというのもあります。

では、小項目③に移ります。教育支援室「ここから」についてお伺いしますが、まず、3か所ありました適応指導教室、「もくせい教室」が友部ですね、あと笠間には「かしのひろば」、そして岩間には「あたごのひろば」という3か所ありましたが、それらに専門性を持たせ、教育支援室「ここから」になりました。

通室人数のこと、送迎のこと、現在の相談の流れなどについて伺ってまいります、まず、1か所になった経緯とその活動内容についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

まず初めに、教育支援室「ここから」の経緯でございますけれども、令和2年度に笠間市こども育成支援センターを設立にするに当たりまして、相談窓口の一元化、専門スタッフによる切れ目のない対応、それから施設及びスタッフの充実を目指して、3か所に設置されていた教室を、益子議員おっしゃるとおり、1か所に集約をしております。

次に、活動内容としましては、個別の学習のほか、学校や家庭では経験できない体験活動を重視しておりまして、eスポーツや遠足、屋外での野菜づくりなどを行っております。例えば収穫した野菜を使って調理実習を行ったことで嫌いな野菜が食べられるようになった事例や、体験学習などの活動に合わせて通室日数が増えた事例など、充実した活動を行っております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 大変、本当に充実していると思えました。というのは、私も、コロナ禍だったのですが、そこを見学したときに、やはりeスポーツをしている児童生徒もいたし、あとは勉強に、多分、高校受験だったので、何か畳の部屋で勉強している方もおりました。

現在、確かに活動内容としては体験型学習も入れたりして、とても充実してやっているとありますが、そこに来る通室方法、そういうことの推移はどうなっているのか。これまで近くにあったのですぐ自転車で行けた人も、やはり親の送迎に頼らなくては行けない。親も仕事をしている、そういったところ。また、通室人数についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） まず初めに、通室人数の推移についてお答えをしたいと思います。

適応教室、指導教室が3か所あった令和元年度の通室者の合計、これにつきましては36名です。「ここから」が開設された令和2年度の通室者は47名となっております。令和3年度は50名、令和4年度は60名、令和5年度につきましては7月31日現在で49名となっております、このうち高校生が本年度3名受け入れられております。高校生が夏休みに通

室してきた際、小学生の面倒を見るなどの姿も見られております。

次に、遠距離地域、または送迎困難な家庭のために始めた送迎車利用の推移でございますけれども、令和2年度は9名、令和3年度は21名、令和4年度は23名で、本年度は5月現在で21名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 人数的には、本当にだんだん増えております。ということで、ここに行けば、不登校の日数には数えないということですので、とてもびっくりするほど人数が増えているなという感想です。

また、この通室方法ですが、令和4年23名ですが、ほとんどがこれは家庭で送迎をしているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） それぞれの家庭で送迎困難だと、それから遠距離であることが条件で、そちらのほうの送迎を行っているのが現状です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、相談の流れ、あとは専門家が充実して、ここに常駐しております。では、専門家、どういう専門家がいて、その役割としてどういったことをしているのか。相談の流れと併せまして、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） まず、専門家、それから相談の流れについて御相談をしたいと思うのですが、専門家がどれだけいるかということなのですが、先ほど村上議員のときに答弁差し上げましたが、県から派遣されているスクールカウンセラーが5名、それから本市で採用しているスクールソーシャルワーカーが4名、そしてこども育成支援センターの職員、それから児童相談室の職員が、それぞれの児童生徒や保護者の相談に当たっております。特に、今年度4名に増員したスクールソーシャルワーカーは、学校との連携で、休み始めた児童生徒の家庭訪問、それから保健福祉などの関係機関、児童相談所とのつながり役として、今年、重要な役割を果たしているのが現状です。

次に、相談の流れについてですけれども、学校からも直接相談機関を紹介する場合もございます。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、面談を通して紹介しているケースが多い状態となっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、小項目④笠間市のフリースクールという考え方についてお伺いいたします。

まず、市内一つの中学校で、学校の中に一つの教室をフリースクールとして開設してお

ります。その学校の、これまでそういった支援室は、外にあったものが校内にフリースクールとしての機能を持って開設しているということですが、こういった経緯でいつから始まったのか、その辺のところお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） フリースクールを開設した経緯ということでございますが、益子議員おっしゃるとおり、本年6月29日に友部中学校内に校内フリースクールを開設しました。名称は、我々の気持ちを込めて、「つばさ」としました。

不登校生徒支援の新たな取組の一つとなるよう、モデル事業として開設したものでございます。学校に登校はできるが、登校渋りの生徒や自分のクラスに入れないでいる生徒に対して、学習活動や生活を支援するために開設したものでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、現在のフリースクールの現状について、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 友部中学校の「つばさ」の現状でお答えをさせていただきます。

対象者につきましては、友部中学校に在籍する生徒のうち、通級を希望する者で、9月1日現在、5名が「つばさ」に通級をしております。受入れ体制としましては、当該校の職員では業務に支障が出ることから、教育支援室「ここから」の支援員、それから心理士を学校へ毎日派遣し、通級する生徒一人一人の状況に応じた支援を行っております。

市内ではこのほか、実は現在、教職員が空き時間を組み替えて、子どもを受け入れて指導を行っている校内フリースクール的な学校も2校ございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。やはり学校内にあるということで、友部中で始まったこと、やはり現在その学級に行けなくても、今、タブレットとかがありますので、その先生の授業は離れたところで受けることもできるのですよね。ということで、とてもハードルが低くなったということで、フリースクールの考えはとてもいいことだと思います。

では、フリースクール、今、きちんとした形であるのは友部中、あと2校がそのようなものとして開設、それにはやはり「ここから」の指導員とか心理士ということで、各学校に配置していくには問題点もあると思いますが、その辺のところ、また理想的な形をつくっていくための、もし要望とかありましたら、そういうところも含めてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 課題と要望という御質問なのですけれども、要望というよりは課題ということで、私は校内フリースクールを進めていくことが、これから子どもたちに

とって一番大事だと思っているのです。でも、それについては、今回、友部中学校に開設したのは人的なものとして、ここからの職員を削がして、そちらのほうにやっているのですが、これが全ての中学校6校に配置するとすると人員が足りない。支援員をどのように確保していくかというのが課題になっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。その課題解決に向けて、やはり笠間市としては進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、小項目⑤今後の不登校児童生徒への支援体制について、まとめてお伺いいたしますが、笠間市内の不登校児童生徒で、専門機関に全く関わっていない、相談していない、指導も受けていない、その関わりを学校にもその相談機関にもしていないという家庭はあるのかどうかも併せて。

というのは、文部科学省、令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査というもので、その中では、一応90日以上の不登校ですが、全国的には全然関わっていない児童生徒の家庭、4万6,000人にも上ることが明らかになっておりますので、笠間市はどうなのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 益子議員がおっしゃる相談がゼロで、いわゆるひきこもり状態になっている子どもの不安ということだと思っておりますけれども、先ほどお話ししましたとおり、本市においてはスクールソーシャルワーカーが家庭訪問をしております。それから、村上議員のときに答弁した不登校支援という形で加配をいただいておりますので、その先生方が、不登校になりそうな子どもの支援ということですのですぐに動くので、笠間市においては、8月現在で、相談体制が取られていない児童生徒はゼロの状況です。

今後はそういうことを踏まえまして、未然防止も含めた形で、とにかく生徒指導主事を中心に各学校で取り組んでいくことと、本市としましては、校内フリースクールの整備をすることによって、子どもたち一人一人の安全基地としての場所の確保と一人一人の学習の保障、それを目指していきたいとそのように感じております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

令和5年3月には文部科学省は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についてという通知を出しております。つまり、不登校対策の一層の支援ということで、校内教育支援センターの設置、それがこのフリースクールだと思います。また、機能の強化とか、学級や転校等の、それにも柔軟に対応してくださいとか、高等学校等の生徒を含めた支援、これはもう笠間は前からやっております保護者への支援など、たくさんのことを盛り込んでおります。

学校というのは、集団生活を通して社会性を身につけるところだと思っております。そ

して、人との関係を学び、生きていく上で必要となる学習を効率よく身につけられる自立のための基礎となる場、つまり、将来の担い手となるべく、人材育成の場でもあると考えます。しかし、その学校という場がつかなくて、身体的にどうにもならないということも事実です。また、無気力とか漠然とした不安から不登校になるというパーセントが多いということですが、やはりその中には発達障害があること、そういったこともあると思いますが、現在は多様性が認められている時代です。選択肢はたくさんあります。

理想的な教育を誰にもというには様々な難しいことがあると思いますが、未来を担う児童生徒のため、よろしく願いたいと思いますが、教育長としましての学校教育とか、不登校に対するまとめの御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） ありがとうございます。

前回の議会でもお話し申し上げましたが、私は不登校を容認するわけではありません。ただ、子どもたちはそれぞれの生き方があって、学校に対して苦手意識を持っている、窮屈感を持っている子どもたちが、安全基地を求めて「ここから」に行ったり、校内フリースクールに行くことで少しでも心が改善されて、学習が身につけられるようになればというふうに考えています。

本当に、何か今までの学校の歴史というのは、不登校になった子どもに対して直接指導をして、何とか学校に来いという無理やり感がいっぱいありました。それから、家庭においても、不登校になった子どもに対して絶対に学校に行くのだという、そういう使命感に基づいて、いわゆる家庭の中で疲弊してしまって、子どもとぎくしゃくするということがあったと思うのですけれども、本年度「ここから」の支援に対しては、子どもの直接指導ではなくて、保護者に対しての相談業務をやってくれということで相談も進めています。実はこれが、やっぱり家庭で、子どもに対して、行かなくてもあなたはここが安全基地なのだから大丈夫だと言える雰囲気をつくる家庭の中でつくっていただく、そしてみんなでその子が成長するのを見守るという雰囲気をつくっていききたいこと。

それから、校内フリースクールは、特に中学校に置いた理由は、小学校は担任の先生と関わりが難しくなると、一生ずっとその先生が授業をやっているので関わることはできないのですが、中学校は教科担任制なので担任が変わっていきます、教える先生が。そうすると、学校の中に通っていることによって、この先生の授業だったら出られるかなという、そういう期待感があって、それが学校復帰の一助になるという考え方から、校内フリースクールを設置していきたいと、そういう考えでいます。

笠間市の子どもたちが1人でも多く、やっぱり勉強で頑張って、そして友達関係をよくして、将来笠間市を担う子どもたちになってほしいという思いは誰も一緒だと思いますので、そういう応援体制を教育委員会として支えていきたいと、そのように思っています。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（大関久義君） 10番益子康子君の質問を終わります。  
ここで13時まで休憩いたします。

午後零時02分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
20番小藪江一三君が退席いたしました。  
次に、4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。  
4番鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番、政研会鈴木宏治です。議長より許可をいただき、通告に基づき、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は、大項目二つとなります。大項目1、受動喫煙防止について、大項目2、市内の学校での情報化の取組についてとなりますので、よろしく申し上げます。

それでは、大項目1、受動喫煙防止への取組について。

受動喫煙とは、非喫煙者がたばこの煙を吸わされることというふうに思っておりますけれども、受動喫煙の被害というのは最近増えていると思います。その中で、2019年7月1日に改正健康増進法の一部が施行され、第一種施設での敷地内喫煙が禁止されました。さらに2020年4月1日には、第二種施設においても原則屋内禁煙となりました。また、たばこ対策の健康影響及び経済影響の包括的評価に関する研究、平成27年度報告によれば、受動喫煙との関係が確実、レベル1と判定された肺がん・虚血性心疾患・脳卒中・乳幼児突然死症候群（SIDS）の4疾患について、超過死亡数を推定した結果によると、我が国では年間1万5,000人が受動喫煙で死亡しています。このように、健康被害が大きい受動喫煙を防ぎ、特にこれからの日本を支える小児、妊婦へ与える影響を防ぐ必要があることから、受動喫煙防止への取組について質問させていただきます。

小項目①2019年の改正健康増進法の主な改正点について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

2019年の改正健康増進法の主な改正点でございますが、望まない受動喫煙をなくすという考え方の下、主に三つございます。

第1に、国及び地方公共団体の責務が定められ、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を推進するよう努めるとされました。

第2に、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等についてルールが設けられま



した。先ほど鈴木議員もおっしゃっていましたが、地方公共団体の施設について、具体的に申し上げますと、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等の第一種施設において2019年7月から原則として敷地内禁煙となり、第一種施設以外の第二種施設においては2020年4月から原則として屋内禁煙となっております。

最後に、施設等の管理権限者等の責務等におきまして、喫煙が禁止された場所に灰皿等の設備の設置が禁止され、都道府県知事は、施設等の管理権限者がこれに違反しているときは、勧告、命令等を行うことができることが定められました。

以上が主な改正点でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。市町村施設等の受動喫煙防止対策状況ということで、茨城県のほうでも出ておりますけれども、笠間市においては、ほかの市町村、地方公共団体と比べても、禁煙という場所にほとんどになっていて、ほかの場所では、議会庁舎などは一部喫煙可能になっているようなところがまだあるようですけれども、笠間市の取組とその改正法の改正点、御説明いただいて、ありがとうございます。

その中で、かなり笠間市は頑張っているように見えるのですがけれども、小項目②になりますけれども、市のほうの受動喫煙防止に対する考え方とか施策というのはどういうものがあるのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 市の受動喫煙防止に対する考え方につきましては、本市では、平成24年2月に、WHO世界保健機関が提唱する健康都市の理念を踏まえまして、健康都市かさま宣言を行い、世界保健機関は喫煙や受動喫煙が様々な疾病の原因の一つであることから100%禁煙の環境をつくると示していること、厚生労働省通知において多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきこと、官公庁や医療機関においては全面禁煙とすることが望ましいと示していることから、笠間市が管理する施設においても、平成25年より段階的に敷地内全面禁煙を実施してまいりました。

また、平成30年2月に笠間市が管理する公共施設の受動喫煙防止対策に関する指針を策定し、環境づくりのための対策として、ポスターの掲示等による周知の徹底、禁煙区域と喫煙可能区域の明確な表示などの措置を講じるとともに、健康づくりのための対策として、喫煙による健康被害について正しい知識の普及を図り、受動喫煙についての理解、喫煙マナーを身につけるための広報等に取り組んできたところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

笠間市のしっかりした取組、ありがたいなというふうに思うのですがけれども、今回、改正健康増進法の中で一種施設、二種施設という形で区分けがされていたと思うのですがけれども、笠間市の第一種施設の主なものというのはどういうものがあるか、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間市におけます第一種施設の主なものについてでございますが、市が管理する施設の主なものをお答えさせていただきます。

市役所本所、支所をはじめ、笠間市立の小中義務教育学校16校、保育所2施設、児童館1施設、児童クラブ11施設、このほか笠間市保健センター、笠間市立病院、図書館、公民館の各3館などが主なものでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

その中で、今、吸う権利というものも、当然、受動喫煙という形で、吸わされない権利というのも必要ですけれども、私も以前は1日1箱、2箱ぐらいいは吸っていたというのも15年、20年前にありまして、吸う人の権利というのも当然担保していかなければいけないという中で、小項目④なのですけれども、第一種施設のほうでは特別な配慮をした喫煙施設とか設備というものは、第一種施設、笠間市は設置していますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間市につきましては、先ほど申し上げましたように、指針の中で、全面的に公共施設においては全面敷地内禁煙を目指すということを申し上げたと思いますが、その中でその取組として、第一種施設については現在のところ喫煙所は設けておりません。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

第一種施設のほうでそういったものがないということなのですけれども、受動喫煙の健康被害について、いろいろ私、調べてきたのですけれども、先ほど前段でお話ししましたとおり、たくさんあったわけなのですけれども、笠間市のほうとして今、受動喫煙の健康被害について、どういうふうにかえ、どういうものがあるかということをごの程度御存じかというのを教えていただきたいのですけれども。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 受動喫煙の健康被害についてでございますが、まず、たばこの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙の主流煙と火のついた先端部から立ち上る煙の副流煙、喫煙者が吸って吐き出した煙の呼出煙がございます。本人がたばこを吸わなくても周囲に喫煙者がいると、この副流煙や呼出煙を吸ってしまうことを受動喫煙といい、副流煙には喫煙者本人が吸う主流煙より高濃度の有害物質が含まれると言われております。

受動喫煙の健康被害についてでございますが、厚生労働省のホームページによりますと、受動喫煙の因果関係が確実なものとしたしまして、肺がんのリスクが28%、狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患のリスクが30%、脳卒中のリスクは24%上昇すると言われていたほか、乳幼児突然死症候群のリスクも上昇いたします。また、因果関係がある可能性のあ

るものといたしまして、鼻腔・副鼻腔がん、乳がんのほか、呼吸器の症状などが挙げられており、特に妊婦においては、低出生体重、胎児発育遅延につながる可能性が指摘をされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。成人の場合では肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、そういったものがレベル1という形で確認されていて、死因としてもかなり大きくなっていると。さらに、妊娠・出産の場合という形で、乳幼児突然死症候群（SIDS）がやはり受動喫煙によって誘発されていくということも、データとして出ているということですよ。

さらに、小児も乳幼児突然死症候群とぜんそくの既往というのが出てくるという形だと思うのですけれども、この中で、やっぱり妊娠・出産の場合というのが、特に後々突然死につながるという形で危険だなと思うのですけれども、妊娠をされている方への受動喫煙を防止するための取組というのは、当市のほうはどのように行っていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 妊婦の受動喫煙健康被害の取組についてでございますが、母子健康手帳交付時に、受動喫煙について記載されました副読本や妊産婦に優しい環境づくりを促すマタニティーキーホルダーを全員に配布することで、周囲の方へ禁煙の御協力を啓発するとともに、面接時に周囲の喫煙者の有無を確認した上で、受動喫煙の影響や受動喫煙を避けるための具体的な方法を説明させていただいています。さらに、妊婦向けの教室、マタニティークラスでも、喫煙及び受動喫煙の健康被害等の講話も行っております。

また、乳幼児の受動喫煙につきましては、家庭訪問や育児相談、乳幼児の健診などの機会にパンフレットを配布いたしまして、子どもの誤飲等の事故の防止の観点からも指導を行っている状況でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、妊娠されている方への周知というのはかなりもう周知徹底されているのかなという印象はあるのですけれども、御家族、例えば御主人とか、あとはお父さん、お母さん、そういった方々への周知ということはなされていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） まず、妊婦を通して、御家族に御協力を得る、妊婦に理解していただくことで、そこから御家族の方に御協力を得ている状況と、あとは広く市民に対しての広報等を行っている状況でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。やはり、なかなか直接御家族や御主人の

ほうにとか、そういった方に訴えるというのは難しいのだろうなというふうに思うのですが、けれども、こういった機会を通しながら一人一人の市民のほうにそれが伝わっていくと、受動喫煙の被害というのはもっと減るのかなという印象を持ちました。

次に、小項目⑦のほうに行きたいわけですがけれども、小児の場合には乳幼児の突然死症候群とぜんそくの既往があるわけですがけれども、現時点で、笠間市、今まで子どもの受動喫煙健康被害の状況というのは把握されているのでしょうか。教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 子どもの受動喫煙健康被害の把握についてでございますけれども、令和2年度に実施いたしました笠間市健康づくり計画策定時におけますアンケートのデータとなりますが、家の中に喫煙者がいる家庭は、幼児、これはアンケート対象者となりますね、小学2年生、小学校5年生ですが、いずれも約45%でございました。そしてまた、受動喫煙がほとんど毎日あったと回答した割合は、中学2年生で11.4%、高校2年生で18.6%というデータがございました。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 受動喫煙は、やっぱり家庭内でかなり被害を受けているのだなという印象を受けます。

受動喫煙の健康被害を受ける場所というのは、どうしてもやっぱり家庭が多くなるのだな。車に乗っているときに、私たちが子どもの頃も親が気をつけてはくれても、窓をちょっと開けるぐらいでは、実は受動喫煙、一切ほとんど影響ないということももう知見は出ているわけですがけれども、今のこの平成の時代、令和の時代になっても、やっぱり家庭内での受動喫煙被害というのが多いのだなという印象をすごく受けます。

厚生労働省のe-ヘルスネットのほうも参照していろいろ調べた中で、先ほどお話が出ました主流煙と副流煙の中でも、主流煙、自分で吸っている人の健康被害を1とした値としたときに、ニコチンの場合は副流煙のほうが2.8倍から19.6倍、タールが11.2倍から10.1倍、アンモニアは294倍から2,565倍という、それだけの数字のものを、子どもたち、もしくは妊娠をしている人、もしくは成人の方々にも吸わせてしまっていたのだなということをお自身後悔しているというか、申し訳ないなという思いがあるわけですがけれども、こういった中で、先進的な取組をしているような地方公共団体というのが、私も調べたら何個か出てきました。

その中でも、小項目⑧になるのですがけれども、熊谷市などのような子どもへのコチニン検査、このコチニンについてもそうなのですが、たばこを吸った、私が吸ってもそうですし、副流煙で受動喫煙した人でも、たばこを吸った人の中にはおしっことしてニコチンがコチニンという物質になって数日間滞留して、おしっここの検査をすると、この子はたばこを吸ったか、受動喫煙にあったかというのがはっきり分かってしまう。唾液でも取れるそうなのですが、おしっここのほうが正確らしいのですが、熊谷市などがこの子

どもへのコチニン検査の知見というものを2007年からたしかやっていると思うのですけれども、この知見というのを御存じでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

熊谷市の知見についての御質問ですが、熊谷市では、鈴木議員おっしゃるとおり、平成19年度から家庭内での受動喫煙を防ぐため、希望する小学4年生を対象に、コチニン、尿検査を導入してございます。この検査は、受動喫煙の被害状況を把握するために行われております。そして、高いコチニン値が出た家庭には児童や保護者に対し、医療機関を受診するよう文書で通知をされてございます。

この取組により、受動喫煙に対する意識が高まるなど、効果を上げていることを確認してございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） この熊谷市の取組は、たしか熊谷市の医師会のほうが費用負担をして、希望の児童に関してかなりの数をやったということがあると思うのですけれども、それ以外にも君津市とかほかのところから出ている知見を拝見させていただくと、小学校4年生で必ずデータを取っているということなのですから、これ何で4年生なのかというのは調べてありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） その辺については調べてございませんが、ただ、小学校4年生ぐらい、これは熊谷市の場合は、調べてみますと、医師会のほうからの要望で何か始めましたというようなことは聞いてございますので、その辺の知見から、4年生からなのかというふうに考えてございます。

あとは、小学校4年生の児童本人が喫煙している可能性が低いこと、あとは家庭以外の行動範囲が比較的狭いと考えられることから、小学校4年生からというようなことで聞いてございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。そうですね、医師会のほうに確認させていただいたところ、自ら喫煙をするのは小学校6年生ぐらいからがほとんどで、5年生以下はほとんどいないと。4年生以下になると皆無に等しいということなので、4年生というのをサンプリングするに当たって指定したという形で聞いています。

やっぱり小学校4年生ぐらいだと、やっぱりうちに帰って、長時間家にいる時間も長いということで一番データが取りやすいということだったみたいなのですから、そういった中で、こういった熊谷市のコチニンの取組の中でかなり知見的なデータが出ていると思うのですけれども、親が両方喫煙とか、電子たばこだったり紙たばこだったりといった

ものを片親だけが喫煙、両親が喫煙、おじいちゃん、おばあちゃんと同居なんていう形で、細かいデータが出ていると思うのですけれども、その辺のデータを御覧になっていただけますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 詳細については詳しくは見てございませんが、ただこの検査の結果を見ますと、やはり両親とも喫煙している児童は高い値が出やすいというような結果が出ていると認識してございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。私もこれを見て、両親とも喫煙しているのに低い層は結構いて、なぜかと思って聞いたところ、ネグレクトに近い状態で、家にほとんど帰らないとか、遅くしか帰ってこないような家庭だと、逆に受動喫煙健康被害が低いなんていうこともデータとして見えてきたということもあって、こういった検査とかそういったものをする、違うアプローチでいろいろな子どもの家庭の問題というのが見えてくるのだなということを実感したわけでございます。そういった中で、コチニンなんかのほかのところを使っているこういう知見をうまく利用していただきながら、子どもの健康被害を防いでいただけるとありがたいなというふうに思うわけですが、次の小項目⑨のほうに行きたいと思えます。

学校における受動喫煙防止の取組は、笠間市のほうはどのように行っていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校における受動喫煙防止への取組についての御質問でございますが、市内全ての小中学校において健康に関する授業の一環として、喫煙の害と健康についての教育を行ってございます。小学校6年生では、喫煙が健康に及ぼす害について理解し、特に喫煙が健康にどのような影響を及ぼすかを学びます。中学校では、小学校で学んだ内容をより詳細に指導し、喫煙者や周囲への影響に加えて、20歳以上の喫煙が健康に及ぼす害についても学習します。

受動喫煙についても、親が喫煙すると子どものぜんそくや気管支炎の発生率が高まることも指導してございます。また、養護教諭からの専門的知識や生徒にロールプレーを行わせるなど、生徒が受動喫煙の害について考え、行動できるように指導してございます。さらに、授業以外でも学校、学年行事として薬物乱用防止教室を実施し、受動喫煙の内容を取り入れた講話を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 学校は第一種施設という形で設定されているということだと思うので、特定屋外喫煙場所というのは、当然先ほどの返答の中であつたとおり、ないのかな

というふうに思うのですけれども、ほか都道府県では、学校内であってもいまだに特定屋外喫煙場所を持っているところもあると聞いていたので、笠間市はないということで認識してよろしいのですよね。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 市内小中義務教育学校におきましては敷地内禁煙としており、特定屋外喫煙場所は設置してございません。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今回いろいろなことを調べてきた中で、やっぱり受動喫煙をすると、受動だけではないのですけれども、喫煙をしているだけで、年間21万2,000人が日本でも亡くなっていると。その中で、高血圧をしのいで最大の人数にも今なっているというのが、超過死亡人口ではっきりしているわけですけれども、その中でも、受動喫煙がどのぐらいになっているかというのをちょっと調べてみたのですけれども、能動喫煙で1兆2,000億円の超過医療費が発生していて、受動喫煙で3,300億円の超過医療費が、合計で1兆5,300億円の超過費用で、これに介護費用などを含めたコストは含まれていないということなのですけれども、こういった数字で見えていくと、やはり受動喫煙の防止に取り組んでいくことによって、両親から受動喫煙をしてしまうような児童生徒、そして妊娠をされている方を減らすことによって、市民福祉の向上にもつながっていくのかなというふうに思うのですけれども、今後、当市において、受動喫煙防止、健康被害を抑止するためには、どのような取組をしていくかということ、ぜひ教えていただきたいと思えます。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 今後に向けての取組といたしましては、市民の健康増進を図るため、喫煙者の割合を減少させていくことを土台とした上で、受動喫煙対策に関する正しい知識の普及啓発を積極的に行ってまいります。

まず、妊婦や乳幼児におきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、受動喫煙による健康への影響について、個別対応も含めまして、普及啓発を行ってまいります。それから、児童生徒におきましては、教育部とも連携をしながら、受動喫煙対策を実施してまいりたいと考えております。市民全体に対しましては、引き続き世界禁煙デーに合わせた広報のほか、令和3年度からオンライン診療も可能となっている笠間市立病院の禁煙外来の積極的なPR、市内医療機関、歯科医院、薬局等とも連携した情報提供などを行ってまいります。また、新たに妊婦や子どもの受動喫煙による健康影響の認識を高めるため、ホームページを活用して、望まない受動喫煙をなくすよう普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市の取組、本当にしっかり頑張っていたいただきたいと思うのですけれども、第二種設備になっている公園に関してなのですけれども、笠間市では公園に

関しては、どのような形で禁煙対策というか、受動喫煙対策はされていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間市の取組の中で、段階的に受動喫煙対策を進めていったときに、公園につきましてもお子様が利用する場所でございますので、周囲の方に気を使っただくような掲示をしてきたところでございますが、ちょっと月日がたっていますので、再度そういう啓発もしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 以前に、バーベキュー場とか使ったときには灰皿とかがあったことがあったので、その辺がちょっと気になって質問させていただきました。

今後は、全ての公園、子どもが使うようなところに関しては灰皿を撤去したりとか、あとは受動喫煙を防止するために設置するのであれば、それは法律にのっとった、屋外喫煙場所の設置という形にのっとって、受動喫煙の被害が少ないようにしていくということがありますので、ぜひそのような対応をお願いしたいと思います。

私、本年2月17日に茨城県立中央病院のほうで、市民も参加できると言われていたオンラインの研修会がありまして、令和4年度の茨城県がん診療連携拠点病院等研修会というものに参加させていただきました。その中で、中央病院の天貝賢二先生のコーディネートで、熊谷市のコチニン検査の取組や受動喫煙防止条例を制定した美唄市の医師会の井門明先生の講演などを拝聴させていただいたわけですけれども、改正健康増進法ができて、なぜまた受動喫煙防止条例を追加でやるのだろうかという疑問がそのときにおきまして、いろいろ調べたのですけれども、第二種施設では屋外は配慮義務しかないというのは本当なのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 第二種施設におきましては、基本的には、法的には屋内禁煙ということが定められております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ということで、屋外は配慮義務なので、実は配慮さえすればどこでも吸っていいという形になって、改悪されたというような意見も結構出ていまして、そんな中で調べましたところ、かなりの数の自治体が、改正したその健康増進法の穴を防ぐべく、受動喫煙防止条例などを制定したりしているということですので、もしこういった問題がなかなか解消されないようなことが出るのであれば、前向きにそういったことも検討していただければ、笠間市の本当に健康増進に寄与できるのではないかと思いますので、その辺もよろしくをお願いしたいと思います。大項目1を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、大項目2に行きたいと思います。

令和5年の第2回定例会で、私は、教育委員会のICT担当の複数担当制のお願いとネ



ットワークやシステム管理者のスキルアップと継続性を担保し、中長期的なビジョンでリスクマネジメントをお願いしましたが、その後どうなっているか。というのは、多分しっかり取り組んでいただいていると思っているのですが、まだ3か月たっていませんので、その質問は今回控えさせていただいて、今回は教育委員会とかシステム系ではなくて、現場である学校の情報化とその評価についてお聞きしたいと思って、質問に立ちました。

大項目2、市内学校での情報化の取組についてお聞きします。

小学校、中学校、義務教育学校での情報化ICT教育など、様々な情報スキルが教職員に今求められると思いますが、笠間市内の学校の教員の情報スキルはどのように把握しているかというのを小項目①でお聞きします。よろしくお祈いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

市内教員の情報スキルに関しましては、国の統計法に基づく調査である学校における教育の情報化の実態等に関する調査の中の、教員のICT活用指導力の状況について把握をしております。この調査につきましては、4項目ございます。調査の結果なのですが、令和4年度に実施した確定値、それについては本年10月に公表となるため、古いものになりますが令和3年度の結果でお知らせをしたいと思ひます。

まず、1項目めの「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」については85.3%になります。次に、2項目めの「授業にICTを活用して指導する能力」については74.5%、「児童生徒のICT活用を指導する能力」については78.1%、最後4つ目ですけれども「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」につきましては87.3%と、全て高い数字を示しております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に関する調査という形で出ていたと思うのですが、これが都道府県別しか出ていなかったのて、笠間市の個別の数字が聞けて、とてもよかったです。

この数字は、県の平均と比べて、笠間市が高いのでしょうか、低いのでしょうか、それとも同じぐらいなのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

全国平均とはほぼ横ならびだと思ひますけれども、県の中では高い状況にあります。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。その情報は、ネットからちょっと拾えなかったものですから、調べていただいてありがとうございます。

そして、小項目②のほうに行きたいと思ひますけれども、学校のほうで教職員の人のた

ち、教員だけではなくて職員のほうもITスキルというものがもう当然求められている時代になっております。その中で、教員及び教職員、学校の情報化の指標や目標というものは、笠間市のほうで、教育委員会のほうでどのように捉えて、どのように設定されているかということをお教えください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 情報化の指標・目標についての答弁をさせていただきます。

教員及び学校の情報化の指標・目標につきましては、令和4年3月に策定をしました第2期笠間市教育振興基本計画におきまして、授業にICT機器を活用して指導できる教員の割合と、それから児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合を指標に設定し、令和8年度末までに84%の達成を目指しております。

なお、令和4年度の速報値による実績ではどちらの項目も既に目標数値を上回っているため、今後についても、継続して教職員の情報スキルを向上できるように努めていきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 令和8年度までの目標に対して、既にもう達成しているという、令和8年度までの段階を達成しているということで安心しました。

文部科学省の、先ほど実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査では、コンピューターの設置状況及びインターネットの接続状況の実態という形で、こちらは市町村別に1都2府43県出ているわけですが、県内44市町村の中で笠間市がトップレベルだったというのは、一つだけちょっと疑問がありましてお聞きしたいのですが、コンピューターの台数もネットワークの環境も何もかも全部100%トップだったのですが、1個だけ、大型の提示装置の整備率だけ92.9%、これもトップレベルなのですが100ではなかったのがちょっともったいなくて、これはどういうことなのか、お聞きしてよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

いわゆるビッグパッドと呼ばれる大型の電子黒板のことをおっしゃるのだと思うのですが、全ての普通教室には100%配置をしております。ただ、理科室、図書室、音楽室等の特別教室に配置をしないということなので、各階に1台ずつ配備をしている分、それを移動して使うということですから、92.何%になっている状況です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。有効に利用されているということですね。ここが100になっているところはほとんどやっぱらないので、無駄なのかなというところもあったのですが、そういうような形で有効活用していただけていると、とてもいいと思います。

今回、教員のICT活用指導の指導力の状況及び研修を受講した教員の割合は、全体の数値だけしか発表されていないという形で今お話ししましたけれども、こういったもの自体がなかなか全国的に出すのは、文科省のこれ以外に今までなかったと思うのですけれども、そういった中で、それらを活用していく教職員のスキルアップとその評価というのが、さらにこれから重要度というのが増していくのではないかというふうに思っております。

そんな中で、小項目③なのですけれども、日本教育工業協会（J A E T）の学校の情報化認定制度というのがあるのですけれども、こちらのほうは御存じでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） J A E Tについてお答えします。

J A E Tの学校情報化認定については、認識をしております。特に、県内では、つくば市が、優良校認定のほかにも先進地認定や先進校認定を受けている実態がございます。近年では、お隣の茨城町の小中学校が優良校認定を受けていることも把握しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね、ありがとうございます。J A E Tなのですけれども、つくば市は、全部の小中義務教育学校で全ての学校が優良認定を受けたという形で、先進校認定と先進地区認定というところまで、3段階全部行っているわけなのですけれども、お隣、茨城町も実は昨年度そういった形でやって、取手の藤代南とか鹿島学園高校とか鹿島高等学校附属中学校とか近年いろいろな学校が手を挙げて、こういった情報活用の認定をしながら、優良校として、やっぱり先生たちがそれだけのスキルを持っていないと、子どもや保護者と対峙したりしていくといったときにもやっぱりなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、こういったJ A E Tの取組というのはすばらしいことだなというふうに思っているのですが、小項目④です。

この学校情報化制度を、笠間市としてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 子どもたちの全国学力・学習状況調査によると、小学生の80%が、学習の中でICTを本市は使っていると答えています。中学生に至っては91.5%が使っていると答えていまして、これは全国レベルで見ても突出して、笠間市の場合には授業で活用しているというのが実態が伺われます。

ただ今後、教員が自分のICT機器を使うスキルが、どの程度のレベルまで達しているかという自己評価が、今までできていませんでした。この学校の情報化認定制度を使うと、自分の自己評価が使える、自分がどのレベルにいるかということが使えるということなので、今後これの導入に向けて少し検討してまいりたいと思っています。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですよ、学校の優良認定だけではなく、一人一人の個人のスキルが上がることによって、全ての児童生徒に対する対応というのが変わってくると思

います。私なんかも本業がコンピューター屋ですから学校に納入もしていましたので、行くと、ある程度お年を召された方なんかは僕たちはちょっとアナログ人間なのでできないということを業者に言うのはいいですけども、子どもたちにそういう言葉が出るようでは、子どもたちが、先生が分からないのだったら俺も分からなくていいやなんていうことになってしまうと思うので、そういった中で、こういった取組を、全国的な正しい評価というか、ある指標に基づいた評価に基づいて、一人一人の教職員と、あと学校単位での認定というものができていくことによって、笠間市の児童生徒にさらに活用されていけるのではないかなというふうに思います。

多分、今、小項目⑤も一緒にお答えいただいているのが近いのかなと思うのですけれども、このJ A E Tのみならず、今後の笠間市として学校教職員への情報化に向けての取組について、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教職員の情報化につきましては、最重要課題、本市においては、郷土教育の充実、それから英語教育の充実、そして3番目にICT教育の充実、そして子どもたちの持ち前を伸ばすということが教育目標ですので、十分その点を踏まえて、教職員の校内研修に努めていきたいと思っています。

現在、市では4名のICT教育支援員を雇用しておりまして、その支援員が各学校にICT技術の能力が高くなるようにということで授業に入ったりとか、それから先生方の研修をしたりということで活躍をしております。そういう人員を最大限に活用して、もっともっと先生方が自信を持って授業ができる環境、そして、子どもたちが授業が受けられる環境、そういうものをつくっていききたいと思っています。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ICT支援員、4校に1人配置されているということで、2回目の定例会ときにも御質問させていただいて、令和6年度もそのまま配置していただけるということですので、ぜひタッグチームをうまく組んでいただいて、やっていっていただきたいと思っています。

今回のJ A E Tのものに関しては、教科指導のICT活用と情報教育、そして校務の情報化というもののみならず、情報化の推進体制というところまで評価で出ているということは、文部科学省よりもちょっと一歩先に出ているなというのもありますので、ぜひその辺を取り組んでいただきたいと思っています。

私が20歳ぐらいのときですから、アルビン・トフラーという未来学者が「第三の波」という本を書いて、第1次の波は農業革命であった。人類によって、第二の波は産業革命であった。これから後、10年、20年で、第三の波、情報革命が来るのだという予言が、丸々今来ているなというふうに感じているわけですけども、その中で、その後「パワーシフト」という本の中では、力や財力や権力から情報を持つ者に力が移っていくのだと。財力

も移っていくのだということを言っています。ですから、やっぱりどんな弱小な国だって、どんなに強い国だってICTのこの力を使うことによって、とてつもない世界のレベルでもトップレベルに優位に立つこともできるし、どんな小さな市町村であったとしてもそういったことができる可能性を秘めているのが、やっぱりこのICTの情報革命の時代なのかなというふうに思います。

今、そんな情報革命の時代の中に生まれたZ世代、ジェネレーションZと呼ばれている、生まれたときからインターネット環境がある、そういった中で育っているデジタルネイティブな子どもたちの教育において、現場の教職員のデジタルスキルというのがもう必要不可欠になっているというのは、間違いだと思います。特に笠間市にはメディア芸術家や美術科がある笠間高校、そして本年度、IT未来高等学校も開校し、ますますITスキルというものが求められているという、そういう地方公共団体だと思います。そんな中、教職員の情報スキルを向上することは、児童生徒の情報スキルの向上にも間違いなくつながりますので、未来を担う子どもたちのために、受動喫煙防止も大事なのですけれども、ITスキルの向上を図ることによって、ほかの地方公共団体ではなくて、笠間に生まれてよかった、住んでよかったと思えるようなまちづくりをお願いして、私の質問とさせていただきます。

これで終わりにします。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の質問を終わります。

ここで13時55分まで休憩いたします。

午後1時42分休憩

---

午後1時55分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番林田美代子君の発言を許可いたします。

11番林田美代子君。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番林田美代子。日本共産党の林田でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式で質問いたします。

まず、大項目1、学校プールの民営委託について質問いたします。

ここでは、子どもたちが安全で楽しく伸び伸びと泳ぐ技術を習得し、生き生きと生きる力を身につけ、そしてそれを願っています。今年4月から始まった学校プールの委託について幾つか心配な点がありましたので、質問いたします。

小項目①に移ります。水泳授業の目的は何でしょうか、お尋ねします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

水泳授業の目的についてでございますが、文部科学省の水泳指導の手引において、三つの要点に集約されております。

一つは、水泳系で求められる身体能力を身につけること。二つ目は、水中での安全に関する知的な発達を促すこと。三つ目は、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことと明記されております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今年の夏も、川遊びや水泳中に溺れて、子どもたちが命を落とすという事故が相次ぎました。屋外プールで起きています。このようなニュースに触れて、どうして事故が防げなかったのかしらと胸が痛くなります。水泳の授業が、水難事故の防止に役立つことを強く願うものです。

次に、小項目②に入ります。水泳教室の委託する内容に入ります。

今年度から始まった学校プールの民間委託事業は、民間のプールを使用するほかに、どんなことが委託されるのでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 水泳事業の委託の内容についての御質問でございますが、一つは、児童生徒への水泳指導として、1回当たり2名のインストラクターが児童生徒に対して水泳指導を行います。もう一つは、プール施設の使用料となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 水泳をするに当たって専門の指導員が2名つくということでしたが、この指導員の方はどのようなものなのでしょうか。例えば、入れ替わり立ち替わり、あるいはちゃんと決まった方が、名前のはっきりした方が、ずっと務めるのか。その資格を持っているのか。教員の資格を持っていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 水泳のインストラクターの資格とか、そういうものを持っているかというような御質問だと思いますが、水泳授業の安全管理については、この日本水泳連盟に認定登録され基礎水泳指導員として資格を持つインストラクターが1名、あともう1人は、水泳指導の経験を持つインストラクター1名というようなことで配置をしております。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次の質問ですが、この指導員の方は1回の授業のとき2名配置されていると言っておりますが、子どもたちの人数で学年が違ったりしますけれども、2名で十分足りるのでしょうか。とてもそこが、疑問に思います。水泳技能の指導を全部任されているのでしょうか。あるいは、担任の先生もつくことですので、その違いをお願い

いたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ③番の質問でいいですか。

○11番（林田美代子君） はい、③に入ります。

○教育部長（堀江正勝君） 分かりました。

学校教員の配置数と役割についての御質問でございますが、この水泳授業を行うに当たっては、小学校ではクラス担任が、中学校では体育担当教員が同行して、指導及び監視を行ってございます。学校規模にもよりますが、先ほどのインストラクター2名と、あと通常の学校の教員が3名から4名で、水泳授業の安全性を確保してございます。また、一部の学校では保護者のボランティア協力を受けまして、見学者の見守りや監視役として参加しているところもございます。

こういった学校教員と民間プール施設指導員の役割を分担をしまして、水泳能力に応じて実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） また、私は今気づきましたけれども、PTAの保護者の方が参加していらっしゃるって、とてもよいことだと思えました。これが、十分役割が果たせるといいですね。学校によってはバランスが違うかと思えますけれども、できるだけ多くの方が見守っていただきたいと思えます。

それでは、教員が、例えば水に入ることにはございませぬか。指導するとき。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 教員のプールの指導についての御質問だと思いますが、学校教員とこの民間プール施設指導員で、事前に入念な打合せを行ってございます。例えば、初級とか中級とか、そういった児童生徒の水泳能力に応じて役割分担をしてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目④にいきます。授業の安全管理とその責任の所在はどうでしょうか。どちらにあると。言いづらいことかもしれませんが、責任の所在です。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 水泳授業の安全管理と責任の所在についてでございますが、水泳授業の安全管理については、先ほど言ったように、2名のインストラクターを配置しまして、安全で効果的な水泳指導を行ってございます。また、教員はプールサイドやプール内の監視を行い、児童生徒の安全確保に努めてございます。

責任の所在についてでございますが、水泳授業は学校が主催しているものでございます

ので、基本的には学校にございます。ただし、インストラクターが重大な過失や故意の過失により事故が発生した場合、責任の所在についてはインストラクター側にあるものと考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑤子どもの性的被害の防止対策について、お尋ねいたします。

一つは、最近、学校のトイレにビデオカメラを仕込んで盗撮をして逮捕された教員の事件がありました。今回の委託においても、委託先の事業所の内部の従業員が同様の罪を犯すことは全くないと言い切れませんが、盗撮を防ぐために、使用前に更衣室の盗撮防止チェックが不可欠です。

学校はどのように対応しているのでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 子どもへの性的被害の防止対策についての御質問だと思いますが、プール授業の実施時間は、各施設の営業時間前、あるいは休館日等を利用して行っております。

そのため、一般の方との接触はないことから性的被害については全くないものと考えてございます。しかし、不審者を発見した場合には即座に児童生徒の避難誘導を行いまして、安全を確保すると同時に、警察へ通報するなどの対策を取ることとしてございます。また、防犯カメラも設置してございますので、そういったことがないように徹底をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 犯罪に気づかず放置されれば、被害は拡大します。子どもの人権侵害は、どんどん広がる可能性があります。学校には犯罪を未然に防止し、子どもたちを守る責務があります。厳格に対応を、これからもよろしくお願ひいたします。

二つは、授業中の指導員による性犯罪の防止です。最近、ジャニーズ事務所の事件が明らかになり、また、子どもと接する職場に従業員の性犯罪歴を確認する新制度、日本版DBSがこの秋に想定され、臨時国会に法案を提出する動きがあります。特に、プールのようなオープンな場所では、男の子であろうと性的虐待に遭う機会がたくさん発生すると思います。これは、絶対に防がなくてはなりません。

笠間市は、子どもたちの性的虐待防止のためにどのような対策を検討していますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） これはプールの授業に限ってのことでございますが、先ほど申し上げましたように、施設内に職員を配置しまして、防犯カメラの設置だとか、そうい



った防犯対策を取ってございますので、そういったことを徹底してまいりたいというふう  
に考えてございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 次に、小項目⑥、今度は移動についてお伺いします。

学校とプールの往復移動において、子どもの事故を引き起こさなければいいと思いき  
ますが、言うまでもありませんけれども、安全対策を講じていらっしゃると思いき  
ますが、また安全管理の責任の所在、そして自動車の移動の委託先に、学校が、もう信頼関係でや  
っていると思いきますが、この責任はどちらにありますか。移動のときです。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 移動についての御質問でよろしいでしょうか。

移動についてでございますが、学校から各プール施設への移動は、民間バスを利用して  
行っております。笠間小学校と笠間中学校については、スクールバスを利用してござい  
ます。

このバスの移動時における安全対策としまして、教職員がバスに同乗します。児童生徒  
の安全確保を行っております。また、バスへの乗車と降車時には児童生徒の人数を確認  
しまして、バスに置き去りにならないような対策も講じているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ありがとうございます。

それでは次に、移動時間に対するロスができるかと思いきますが、そのロス対策は  
どのようにやっていますか。プールでの移動のために、往復の移動時間が余分に必要にな  
ります。それは、今までに比べて時間の損失になるわけですが、移動の所要時間に、  
最大は、それから最小はというように、お答え願いたいと思いきします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） まず、そのバスの移動時間ですが、学校によって異な  
りますけれども、5分から20分でございます。

学校から民間プールへの移動時間については、この時間も授業の一環というふうに教育  
委員会は考えてございます。具体的には、このバスの中で水泳学習の事前指導や振り返り  
指導を行うなど、移動時間を有効に活用しているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） それらの時間のロスが、そのように内容が組まれているとい  
うことは、とてもいいことかと思いきします。

次に、例えば移動するとき、順調にその時間だけではなく、交通の移動のときに渋滞だ  
ってあると思いきませんか。そうになりましたときに、ほかの教科の授業への影響はございま

せんか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） これまでプール授業を民間の施設で行ってございますが、これまでに渋滞というような報告は聞いてございません。

先ほど言ったように、5分から20分ぐらいの移動時間がございますので、その時間を有効に活用して、これからも進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） プールの授業が安全で楽しく伸び伸びと生きる力を身につけることができるものになることを願って、次の大項目2に移ります。学校トイレに「生理用品」の常備をに移ります。ここでは、男女共同参画社会をつくる人材として、子どもたちが伸び伸びと健やかに育つことができることを願って質問します。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、社会の隠れていた様々な問題を顕在化してきました。経済的な理由から生理用品の購入ができない学生、生徒がいるという生理貧困、生理の貧困問題もその一つです。生理の貧困は、経済的な原因だけではありません。配偶者からのDVや保護者からの子育て放棄、無関心、虐待、父子家庭で話しにくいなどのために、生理用品が入手できない人もいます。恥ずかしくて、言いづらいという状況もあります。これは、女性、女兒の健康あるいは女性の女性としての尊厳に関わる重大な課題です。自己責任ではなく、人類の問題にとって、社会全体で対処していくことが、ジェンダー平等にも近づく道だと考えます。

それでは、小項目①に入ります。内閣府男女共同参画局が、2021年5月19日時点で生理の貧困に係る地方公共団体の取組の状況を調査した結果を発表しています。それによりますと、255団体が生理の貧困に係る取組を実施しておりました。同じ年の7月20日時点について第2回目の調査を実施しており、その結果、581団体と急速に実施がされました。第3回目の調査を2022年1月1日時点で行い、715団体に増えています。その特徴として、前回に比べ、配布場所として学校のトイレに常備している取組、そして声を出さなくても受け取れるスマホとかという方法、それに地方公共団体が増えていること、手を挙げています。これは、本当に歓迎されることです。

その一連の調査から笠間市の取組状況を見ますと、社会福祉協議会の活動として、無償配布の実施は継続されています。ただ、学校トイレに常備するまでには至っていません。現在、その調査から少し経過していますが、小中、公立の中学校、小学校トイレの生理用品の備蓄状況はどのようになっていますか、伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 「生理用品」の配備状況についてでございますが、本市の学校におきましては、学校トイレに常備はしてございません。ただし、各学校の保健室には、学校の規模に応じて、常に20個から60個の生理用品を配備してございます。これは、児童

生徒が成長期において、体の変調による不安を抱えることがあるためでございます。そのため、児童生徒が忘れたときや急に必要になった場合などに、保健室で提供をしております。また、養護教諭はただ単に生理用品を配布するだけではなくて、児童生徒とのやり取りを通じて状況を把握し、必要なサポートするよう努めているところでございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ありがとうございます。それは、以前も私が質問したとき、お答えをいただいたような気がいたします。これからは、ぜひ再度、しつこいですが、常備を願いたいと思います。

小項目②に移ります。笠間市は、本年度からキラリかさまプラン第4次笠間市男女共同参画計画をスタートしました。これは、多様性が尊重され、一人一人が活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指すものです。第3次計画と比べて大きく変わったところは、SDGsの目標と関連づけて取り組まれていることです。ぜひ、強力に実現を目指していただきたいと期待しております。

その中で特に注目したことは、基本目標2、だれもが安心して健康に暮らせるまちづくりで、健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備すること、男女共同参画社会形成の基盤となるものと述べていることです。ここで、施策2-3で、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを重視し、生涯を通じた女性の健康維持、図ると述べていることです。しかし、関連するSDGsとして、目標1、3、4、5、10、16を挙げています。そのような理念で取り組むのであれば、生理の貧困解消は真っ先に実現していただければと思っております。

必要な人が必要なときにすぐ手の届くように、トイレにトイレットペーパーがあるように、学校に生理用品も常備していただきたいと重ねてお願いしたいと思います。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 学校トイレに「生理用品」の常備をとというようなことでございますが、急に必要になった場合や持ち合わせがない場合に対応するため、保健室で、笠間市の場合は配布をしております。児童生徒にも、このことは説明をしております。また、この保健室を利用することで、体調の変化や不安などについて養護教諭に相談できるようになります。これは非常に重要な機会であり、的確な支援につなげることができると考えてございます。したがって、本市では生理用品の配布も教育の一環と捉えておりますので、トイレに生理用品を常備することは考えてございません。

それから、先ほど議員からなかなか保健室に行きづらい子どももいるのではというような御指摘がございました。確かにそういったケースもあるかもしれません。しかし、学校は教育の場であり、子どもたちが何か問題や悩みごとを抱えていても、安心して話せる場所であるべきだと考えてございます。今後も、子どもたちに寄り添って話を聞いて、サポ

ートできる関係づくりに努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 保健室の役割は切に分かりますけれども、何ととっても、やっぱりすぐトイレにあるというのが私の願いです。

次に移ります。大項目3、エアコン購入費の助成をに移ります。

今年、特に酷暑による熱中症から熱中症弱者を守る立場から質問いたします。地球が沸騰する時代がやってきました。これは、グテーレス国連事務総長の言葉です。記録的な酷暑と干ばつが世界を覆い、各地で大きな山火事が発生しています。日本においても、この1日、気象庁は、6月から8月の平均気温が観測史上最も高くなり、最も暑い夏だったと発表しました。気象の専門家による今年の夏の高温は、地球規模での長期的な気象状況に加えて、南米ペルー沖の海面水温が高くなるエルニーニョ現象などが重なってもたらしたもので、次に同様の気象条件が発生するときには今年以上の酷暑になるおそれがあると言っています。その結果、増えるのは熱中症で、熱中症は死に至る可能性がある危険な病態です。何としても防がなければなりません。

そこで、小項目①に入ります。今年5月30日に閣議決定された熱中症対策実行計画によりますと、令和4年5月から6月まで救急搬送者の約5割は65歳以上の高齢者で占められており、令和3年の東京の熱中症の死亡者の8割は65歳以上の高齢者となっているという発表でした。

笠間市において、今年の熱中症救急搬送の状況はいかがでしょうか。去年の同じ時期に比べて、どのような状況にあるか、また今年はどうな特徴があったでしょうか、含めて伺いいたします。

○議長（大関久義君） 消防次長谷口哲也君。

○消防次長（谷口哲也君） 11番林田議員の質問にお答えいたします。

熱中症救急搬送の状況についてでございますが、令和2年から令和5年7月、8月中の搬送状況についてお答えいたします。

令和2年7月、8月中の救急件数は483件、そのうち熱中症搬送件数は47件、うち屋内で発生した件数は20件、屋外が27件です。令和3年7月、8月中の救急件数は557件、そのうち熱中症搬送件数は34件、うち屋内で発生した件数が17件、屋外が17件です。令和4年7月、8月中の救急搬送件数が683件、うち熱中症搬送件数は38件、うち屋内が13件、屋外が25件です。令和5年7月、8月中の救急搬送件数は806件、うち熱中症搬送件数が67件、屋内が43件、屋外が24件です。

今述べましたとおり、昨年と比較しましても、件数は倍近くとなっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） ありがとうございます。それも、屋内、屋外関係なく、熱中症は、特に昼間もそうですけれども、夜に起こるということですので、この数字の意味が分かります。

次に、小項目②に移ります。熱中症対策実行計画によりますと、令和3年の、これは東京で屋内で死亡のうち、8割はエアコンを使用していなかった、またはエアコンを所有していなかったと明らかになっています。熱中症による死亡を防ぐためにはエアコンが必要だと、設置されなければいけませんよということだと思います。

現在、笠間市ではどのようなエアコン購入の助成制度がありますか、伺います。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 11番林田議員の御質問にお答えします。

エアコン購入費の助成の制度はどの御質問でございますが、本市では現在、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減や地域集会所における省エネルギーの推進などを目的とし、一般住宅を対象とした省エネ家電買換え促進事業及び地域の集会所を対象とした省エネ施設整備支援事業を実施しております。いずれの事業も、経済産業省が定める省エネ基準達成率100%以上のエアコンを対象としており、一般住宅を対象とした助成制度につきましては、本体価格と取付費の合計額の5分の1、5万円を上限に助成しております。申請状況につきましては、8月末日現在で130件、540万9,000円となっております。

地域の集会所を対象とした助成につきましては、本体価格と取付費の合計額の5分の4を助成する制度となっております。申請状況につきましては、8月末日現在で、七つの行政区から申請があり、申請額は399万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 小項目③に移ります。以上の二つの制度では、2018年3月31日以前に生活保護受給した世帯の新しくエアコンを購入する、設置する場合や低所得の世帯に新しくエアコンを設置する場合は、補助の対象になってございません。低所得の世帯が新しく高価なエアコンを設置することは、なかなか容易なことではございません。高齢者の熱中症弱者、ぜひ熱中症弱者の方にエアコン設置を望みたいと思って、質問をいたします。

住民税非課税世帯へのエアコン購入費の助成を考えていただけませんか。購入の御検討をお願いいたします。見解を伺います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 11番林田議員の御質問にお答えをいたします。

住民税非課税世帯に対する支援につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて、暮らしの支援等を目的とした住民税非課税世帯等臨時特別給付金などの給付をしており、今年度についても現在、低所得世帯支援金を給付しているところでございます。また、

生活保護世帯につきましては、一定の要件によりエアコン設置費用を給付できる制度となっております。また、先ほど環境推進部長も答弁いたしましたとおり、広く市民全体を対象とした助成制度も行っております。

これらのことから、給付金や助成制度など様々な支援というところを背景といたしまして、住民税非課税世帯に対するエアコン購入費の助成については考えてございません。

○議長（大関久義君） 林田美代子君。

○11番（林田美代子君） 今年5月30日に閣議決定された熱中症対策実行計画では、熱中症対策、エアコンの有効性を指摘しながら、生活保護世帯などエアコンの購入が困難な世帯に経済的な支援を明らかにしています。笠間市は、7月10日から市内17の公共施設内に、熱中症の予防や体調維持を目的に、涼みスポットを開設しました。これは、施設の近くに居住する市民にとっては、昼間の一時的ではありますが、有効な対策だと思います。身近なところに、さらに拡充する必要があるかと思われます。

熱中症は、夜間・昼間の居間や寝室のような室内で発生する事例が多く、基本的な熱中症対策のためにエアコンの利用が不可欠である。低所得へのエアコン購入費の助成を、何度も言いますが、また再検討お願いしたくて、質問いたしました。

これで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 11番林田美代子君の質問を終わります。

---

## 散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日13日午前10時に開会いたします。時間厳守の上、御参集ください。お願いします。

なお、議会運営委員会がこの後開かれます。議会運営委員会は14時50分より開会いたしますので、関係委員の方はよろしくお願いをいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 林 田 美代子

署 名 議 員 田 村 泰 之